



Inter-Parliamentary Union  
For democracy. For everyone.



# 国籍と無国籍

列国議会同盟 議員のためのハンドブック No.22



**表紙写真：**

コートジボワールは最近2つの無国籍条約に加入し、国籍法を改正した。すなわち、この村で暮らしている多くの子どもたちを含む数千人の無国籍者がコートジボワール国籍を取得し、その恩恵を受けられるようになるということである。

# 目次

謝辞	2
序文	3
はじめに	5
国籍をもつ権利および無国籍削減のための国際法の枠組み	7
無国籍者の特定と保護	17
無国籍の防止	29
UNHCRの役割	43
議員はどのように貢献できるか	49
附録1 無国籍者の地位に関する条約の締約国	57
附録2 無国籍の削減に関する条約の締約国	60
附録3 1954年無国籍者の地位に関する条約加入書ひな型	62
1961年無国籍の削減に関する条約加入書ひな型	63
IPUとUNHCRの概要	64

# 謝辞

このハンドブックは列国議会同盟・国際人道法推進委員会の協力を得て作成されたものです。

## リサーチ・分析：

第1版（2005年）：キャロル・バチェラー（Carol Batchelor）およびフィリップ・ルクラーク（Philippe LeClerc）（UNHCR）

第2版（2014年）：マーク・マンリー（Mark Manly）およびラダ・ゴーヴィル（Radha Govil）（UNHCR）

執筆者：マリリン・アキロン（Marilyn Achiron）／改訂：ラダ・ゴーヴィル

## 第2版編集委員会：

**UNHCR**：マーク・マンリー、ラダ・ゴーヴィル、ジャニス・L・マーシャル（Janice L. Marshall）  
およびホセ・リエラ（Jose Riera）

**IPU**：アンダース・B・ジョンソン（Anders B. Johnsson）、カリーン・ジャブレ（Kareen Jabre）  
およびノラ・バビッチ（Norah Babic）

原文：英語（Nationality and Statelessness: Handbook for Parliamentarians N° 22 [2014]）

装丁：Imprimerie Centrale（ルクセンブルク）

# 序文

2005年にこのハンドブック第1版が刊行されて以来、世界各国の議員が、無国籍に精力的に取り組み、かつてないほどの進展を達成してきました。無国籍に関する2つの国際連合（国連）条約への加入率が急速に増加したほか、新たな無国籍の発生を防止し、長きにわたって存在する無国籍状況を解決するための国籍法改正の動きの活発化もみられます。身分登録や国籍証明の制度を増強しようとする取り組みも増えてきました。

それでも無国籍の問題は根強く残っており、国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所は、いまなお世界中で少なくとも1000万人が影響を受けていると推定しています。親が無国籍であるために自らも生まれながらにして無国籍である子どもは、毎年数万人にのぼります。無国籍は、差別、国籍の恣意的な剥奪、国家承継の状況、不適切な身分登録実務、国籍証明書類の取得に伴う問題、そして国籍法の不備や抵触の結果として生じうるものです。

無国籍者とはどこの国の国民とも認められていない人のことであり、無国籍は、個人、その家族およびコミュニティの生活に、明白かつ破壊的な影響を及ぼします。国籍は、個人にアイデンティティや帰属意識を与えるだけではなく、国家による最大限の保護を受けるため、また、教育、保健衛生、適法な就労、財産所有権、政治参加および移動の自由を含む多くの人権を享有するためにも重要です。実際、国籍をもつ権利の基本的な重要性は世界人権宣言第15条で、また広く批准されている多くの人権条約で認められています。無国籍の問題が未解決のまま放置されれば、社会に緊張状態を生み出し、経済的・社会的発展を促進するための努力を著しく損ねることになり、暴力を伴う紛争や強制移動につながることもさえないのです。

無国籍者のなかには避難を余儀なくされて難民となる人もいますが、圧倒的多数は生まれた国に留まり、一生をその場所で過ごす人々です。特に長期にわたり人権を深刻に制限され続けてきた無国籍の集団に属する人々の苦境を緩和するために、さらなる取り組みを進める必要があります。解決の鍵は、政治的意思と、各国政府による協調のとれた行動です。


このハンドブックの刊行と同時に、UNHCRは無国籍に終止符を打つための10年間のキャンペーンを開始します。議員の努力は、この野心的な目標を達成するためにきわめて重要なものとなるでしょう。議員は、国際法と調和した国内法を採択し、その実施を確保することにより、無国籍の根絶を後押しできます。各国の国籍法は、いかなる者も国籍を恣意的に奪われず、国籍に関する事柄において男女が平等に扱われ、かつ、自国の国籍を付与しなければ無国籍になる子については同国籍の付与を確保するものでなければなりません。議員はまた、この問題に対して協調のとれた国際的な対応を進めていくための枠組みを定めた、無国籍に関する2つの条約への自国の加入を推進することもできます。

列国議会同盟とUNHCRが共同で制作した、国籍と無国籍に関するこの改訂版ハンドブックでは、現在の無国籍問題、国際法理論の発展、優れた実践例および考えられる解決策について

の豊富な情報が提供されています。また、無国籍に関する課題に対応するために議員、政府職員、市民社会等がとりうる行動も推奨されています。無国籍の問題を削減し、最終的には根絶することによって、この問題が数百万人の女性、男性、そして子どもたちに及ぼしている破壊的な影響を解消するために、このハンドブックは有益な手段になると確信しています。



**アンダース・B・ジョンソン**  
列国議会同盟事務局長



**アントニオ・グテーレス**  
国連難民高等弁務官

## はじめに

ある国の国民である者は、国籍によって与えられる権利義務を当然のこととして考えがちである。私たちの多くは、子どもを学校に入れ、病気のときは治療を受け、必要なときは求人に応じ込みをし、政府の代表を選出するために投票することができる。私たちは自分たちが住む国に利害関係があると感じ、個人よりも大きな何かに属しているという深い認識を抱いている。

一方、国籍をもたない無国籍の者にとって人生とはどんなものだろうか？ 国籍がなければ、自分が住んでいる国で有権者登録ができず、旅券の申請をすることができず、婚姻の登録をすることもできない。出身国や元の居住地を離れた無国籍者は、それらの国への再入国を拒否された場合、長期間身柄を拘束されることもありうる。特定の国との法的な絆を証明することのできない者は、教育、医療、労働に関する権利のような最も基本的な権利でさえも、しばしば否定されてしまう。

世界のいかなる地域も、無国籍をもたらず問題と無縁ではない。しかしながら、世界の無国籍者の正確な数は不明である。国家は、正確なデータを提供する意思または能力を有さないことが多い。無国籍者を登録する制度を設けている国はほとんどなく、無国籍者も、安定した居住状況がないために特定されなければならないことがしばしばある。それでも、UNHCRと協働しながら自国の領域内の無国籍者数を明らかにしようとする国は増えている。UNHCRの推計では、国籍をもたずに暮らしている人は世界中で数百万人にのぼる。

無国籍は、20世紀前半に初めて世界規模の問題として認識されたものであり、各国の国籍法規定の差異、国家承継、特定集団に対する長期的な社会的軽視、個人や集団に対する国籍の剥奪によって生じうる。無国籍は通常、国際関係の大きな変化の時期と関連していることが多い。国際的な境界線の引き直し、疑わしい政治目的達成のために国家の指導者が行う政策の操作、人種的・宗教的・民族的少数派を社会的に軽視し排除するための国籍の否認や剥奪などが、世界各地で無国籍という結果を招いてきた。過去20年間、国籍を奪われた

「自分が暮らしている国から『ノー』と言われ、自分が生まれた国から『ノー』と言われ、両親の出身国からも『ノー』と言われる。『あなたはいが国に属していません』と言われ続けるんです！ 自分は何者でもないと感じ、生きている理由さえわからなくなりました。無国籍者は、自分には存在価値がないという感覚に常につきまわっているんです。」

ララ、元無国籍者

---

者や国籍を取得することができずにいる者の数は増え続けている。このような状況の継続を許容すれば、その影響を受ける無国籍者の間で公民権が剥奪されているという感覚が深まり、いずれは強制移動を余儀なくされ、ひいては紛争を引き起こすことにつながりかねない。

このハンドブックは、議員に対して国籍と無国籍を律する国際原則の概要説明を行うものである。国家は、そもそもの国民集団の定義ならびに国籍取得、喪失および維持の条件設定に関して、幅広い裁量を有している。しかしながら、このような国家の裁量も無制限ではなく、それが無国籍につながる場合や差別的に適用される場合には、20世紀を通じて発展してきた人権保障の原則によって制限される。

各国が無国籍の問題に対応すべく協調する中で、どこの国の国籍ももたない人々がいまなお世界中に数百万人存在する。このハンドブックは、国際法、特に1954年無国籍者の地位に関する条約において保護されている無国籍者の権利および義務について取り上げる。また、無国籍の主な原因にも焦点をあて、各国の国籍法の適用が意図せずして無国籍につながることをないようにするために各国政府がとりうる方法を検討する。

UNHCRは、無国籍者数の削減を支援し、また無国籍者の国籍の確保を援助するという任務を与えられた国連機関である。このハンドブックでは、UNHCRがこのような役割を果たすために行っていることを説明している。また、自国の国籍法の見直し、必要であれば法改正の実施、さらには、無国籍に関する国際条約への加入を自国政府にはたらきかけること、無国籍に関する問題について一般市民の意識を高めることに至るまで、無国籍の削減に貢献するために議員がとりうる実践的な方策も提案している。

このハンドブックでは、成功事例を紹介することで、長期化した無国籍状況が、関連各国の政治的意思、市民社会の努力および国際社会による支援によってどのように解決されたかを明らかにする。これらの「優れた実践例」は、政府、社会および国際社会が協力するときによく無国籍者が「国籍をもつ権利」を享有できるようになることを明示するものである。

「国籍を奪われるということは世界を奪われることである。それは野人や野蛮人として荒野に戻るようなものだ。……人間であるという以外に何者でもない者であり、他者から仲間として扱われることを可能にする資質を失った者である。……彼らは何も痕跡を残すことなく、社会になんら貢献することなく生きそして死んでいく。」

ハンナ・アーレント 『全体主義の起原』

---



## 国籍をもつ権利および無国籍削減のための 国際法の枠組み



Bangladesh の沿岸地域シャムラプー（Shamlapur）では、ミャンマー出身の数十万人のロヒンギャが無国籍のまま暮らしている。船主の債務奴隷の状態から抜け出せず、年々債務が増えている者も多い。 ©UNHCR/Greg Constantine, 2010

国籍は国家の主権とアイデンティティの表明であるため、取扱いの難しい問題である。国籍に関する論争は国内と国家間の両方で緊張や紛争を招きうるものであり、実際にしばしばそのような結果を招いているのも、驚くことではない。20世紀には、世界中で無国籍者の増加ならびに人権への意識および関心の高まりの双方がみられた。そのため、国籍に関する国際法は、すでに無国籍である者を保護・支援することと、無国籍の発生を根絶し、または少なくとも削減することの2つの路線に沿って発展した。

## 誰がその者が特定の国の国民か否かを決めるのか？

原則として、国籍の問題はそれぞれの国家の管轄権に属する。しかし、国家の内部決定を適用できるかについては、他国の対応および国際法による制約を受ける場合がある。

チュニスとモロッコの国籍法に関する1923年の勧告的意見において、常設国際司法裁判所は次のように述べた。

「ある事項が、専ら国家の管轄権に属するか否かの問題は、本来相対的なものであり、国際関係の発展に左右される。」

すなわち、常設国際司法裁判所の指摘によれば、国籍問題は原則として国内管轄事項であるが、国家は国際法の原則に基づき他の国家に対する義務も尊重しなければならない。

このアプローチは、7年後、国籍法の抵触についてのある種の問題に関するハーグ条約（1930年ハーグ条約）によって再確認された。実際、常設国際司法裁判所の1923年の勧告的意見は1930年ハーグ条約の作成と関連していたため、多くの国が同条約の準備にあたり同勧告的意見についてコメントした。多くの国は、同勧告的意見は、国籍関連の国家の決定の国外における適用可能性を、特にその決定が他国が行う国籍に関連する決定と抵触する場合に制限するものであると解釈した。

国際連盟総会の賛同を得てまとめられた1930年ハーグ条約は、すべての者が国籍をもつことを保障しようとした初の国際的試みであった。同条約の第1条は次のように述べる。

「何人が自国民であるかは各国が自国の法に基づいて決めるものとする。その法は、国際条約、国際的慣習、国籍に関連して一般的に認められている法の一般原則に合致するものである限り、他国によって承認されなければならない。」

つまりは、国家が自国民の範囲を決定する権利の行使方法は国際法の関連規定に反してはならないということである。

1948年の世界人権宣言の第15条はこう宣言する。

「すべての者は、国籍をもつ権利を有する。何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」

この権利は、個人と国家との間の相当程度の結合 (relevant link) を基礎としている。国際司法裁判所は、1955年、ノッテボーム事件 (Nottebohm Case) 判決において、国籍およびその根底にある結合について次のような文言で説明した。

「国家実行、仲裁裁判および司法裁判の判決ならびに学者の意見によれば、国籍とは、相互的な権利および義務とともに、結合という社会的事実、生存、利益および感情の真正な関係をその基礎とする法的絆である。」

国籍をもつ権利を生じさせる相当程度の結合は出生、居住や血統によって明らかにされるものであり、このことは今ではほとんどの国の国籍法の規定に反映されるとともに、1997年の国籍に関する欧州条約 (欧州国籍条約) のような、最近の国際文書にも反映されている。

また国籍は、米州人権裁判所によって次のように定義されている。

「人がある国家に結びつけ、忠義忠誠の義務を負わせるとともにその国から外交的保護を受ける権利を与える、政治的および法的な絆」 (Castillo-Petruzzi et al v. Peru, Judgment of May 1999, IACHR [ser.C] No. 52 1999)

## 難民と無国籍者の権利はどのように保護されているか？

世界人権宣言第15条は、すべての者は国籍をもつ権利を有すると述べるものの、ある者が具体的にどの国の国籍をもつ権利を有するのかについては規定していない。個人が国籍に関連付けられる最低限の権利を奪われることのないよう、国際社会は2つの主要な条約を作成した——1951年難民の地位に関する条約 (難民条約) と1954年無国籍者の地位に関する条約 (無国籍者地位条約) である。

## 1951年難民の地位に関する条約と無国籍の問題との間に関連性はあるか？

第二次世界大戦直後、新設された国連の加盟国にとって最も切実な問題のひとつは、戦争によって難民や無国籍となった数百万人の人々のニーズにいかにして対処するかということであった。国連経済社会理事会 (ECOSOC) の1949年の決議により、難民と無国籍者の地位に関する条約作成の検討および無国籍の根絶のための提案の検討を任務とするアドホック委員会が任命された。

委員会の委員らは最終的に、難民の地位に関する条約および無国籍者に焦点をあてた同条約の議定書の草案を作成した。無国籍の根絶の問題については、主に新設の国際法委員会 (ILC) が対応すると思われていたため、アドホック委員会では十分に扱われなかった。

歴史的に、難民と無国籍者はともに、UNHCRの前身である国際的な難民機関から保護と援助を受けてきた。無国籍者に関する議定書草案は、難民と無国籍者との間にあるこの関連性を反映しようとするものであった。しかし、難民の緊急のニーズが高まり、国際難民機関 (International Refugee Organization) の解散が差し迫るなか、難民と無国籍者の問題の双方を

検討するために招集された1951年の全権委員会議では、無国籍者の状況を詳細に分析するための十分な時間がなかった。したがって、この会議では1951年難民の地位に関する条約は採択されたものの、無国籍者について扱う議定書の採択は後日に延期されることになった。

無国籍者も、難民条約上の保護が認められる場合がある。無国籍者が難民として保護されるのは、人種、宗教、民族、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のために国籍を恣意的に剥奪される場合には、その者が難民として認定されるべきと考えられるからである。

## 1954年無国籍者の地位に関する条約は何を規定しているか？

難民条約に追加するものとして起草された無国籍者に関する議定書は、1954年にそれ自体でひとつの条約となった。無国籍者地位条約は、無国籍者の地位の統制と改善、さらに無国籍者に対して基本的権利および自由が差別なく付与されることの確保を目的とする主たる国際条約である。(附録1の無国籍者地位条約締約国リストを参照。)

この条約の規定は、多くの側面において、難民条約と酷似している。この条約への加入は、国の領域内で生まれ、かつそこに常居所を有している者に国籍を与えることの代わりとはならない。無国籍者にいかに多くの権利が与えられたとしても、それは国籍の取得と同価値ではない。

無国籍者地位条約第1条(1)には、国際的に承認された、次のような無国籍者の定義が掲げられている。

「いずれの国家によってもその法の運用において国民と認められない者」。

無国籍者地位条約第1条(1)の適用対象となる者は、時に法律上の (*de jure*) 無国籍者と言及されることがある。これに対し、(無国籍削減条約の)最終文書 (Final Act) によると事実上の (*de facto*) 無国籍者への言及が見られる。事実上の無国籍という文言はいかなる国際文書でも定義されておらず、このカテゴリーに属する者に固有の条約体制も存在していない。UNHCRが現行実務で用いている定義では、事実上の無国籍者とは、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者、または正当な理由によりその国籍国の保護を受けることを望まない者とされている。

## 国民とは誰か？ 無国籍者とは誰か？

法の運用により国民と認められるということは、ある者が、国籍に関連するその国が制定した法令に規定された条件のもとで自動的に国民と認められるか、または関連当局の決定により国籍を付与されたことを意味する。ほとんどの人は、ただひとつの国の法—通常、生まれた国の法 (生地主義 *jus soli*) または生まれたときに両親が国民であった国の法 (血統主義 *jus sanguinis*) のいずれか—の運用によって国民と認められる。

行政手続において国籍付与についての裁量の余地が認められている場合、国籍の申請者

は常に、申請が完了し、認容され、かつその国の国籍が法に則って付与されるまでは国民とは認められない。法令により国籍を申請する資格を認められていても、申請が退けられた場合、その国の法の運用においては国民ではないことになる。

UNHCR『無国籍者保護ハンドブック (Handbook on Protection of Stateless Persons)』では、無国籍者地位条約の受益者の特定および適正な処遇を促進するために無国籍者地位条約第1条(1)をどのように解釈すべきかについて、各国およびUNHCR等に対して指針を提示している。

無国籍者地位条約は、「無国籍者」の国際法上の定義と、無国籍者が受ける資格を有している待遇の基準を定めるものではあるが、無国籍者を特定する仕組みについては何ら規定していない。しかし無国籍者地位条約には、国家は、自国の条約上の誓約を遵守するために無国籍者に適切な待遇を与える目的で、自国の管轄内にある無国籍者を特定しなければならないことが黙示的に示されている。UNHCR『無国籍者保護ハンドブック』では、ある者が無国籍であるかどうか判断することを特に目的とした国内手続の設置に関する指針を、各国およびUNHCRに対して提示している。UNHCRは、要請があれば、駐在代表事務所または本部の諸部局を通じて、このような手続をどのように創設・実施すればよいかについての助言を提供する用意がある。

### 無国籍者は難民でもありうるか？

世界中のほとんどの無国籍者は自分が生まれた国に住んでいるが、人種、宗教、民族、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由とする迫害から逃れるためにそれらの国から避難した無国籍者も相当数存在する。このような人々は無国籍の難民である。

無国籍は、それ自体では難民条約に掲げられた難民の定義にいう迫害にあたらぬのが一般的だが、他の要素との累積的な効果によって迫害の一要素となる可能性は十分にある。差別的理由による国籍の恣意的剥奪は、それ自体、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のあるおそれを生じさせるのであり、国籍の剥奪が無国籍につながる場合はなおさらである。

難民条約と無国籍者地位条約の起草者は、難民および無国籍者の保護に関して2つの異なる法的体制を創設することにした。難民条約が難民（同時に無国籍者でもある者を含む）を対象としているのに対し、無国籍者地位条約は難民ではない無国籍者の保護を目的とするものである。

無国籍者地位条約に基づいて無国籍者に付与されている権利のほとんどは、難民条約に基づいて難民に付与されているものと同一である。ただし、難民が置かれている特有の状況から、難民条約は、不法な在留または入国を理由に処罰を科すことの禁止およびノン・ルフールマン（追放・強制送還の禁止）を明記している。これらの原則は無国籍者地位条約



には掲げられていない。したがって、ある者が難民および無国籍者の両方に該当する場合、国は難民条約による、より有利な規定を適用しなければならない。

## 1961年無国籍の削減に関する条約は何を規定しているか？

国籍の取得および喪失について各国が異なるアプローチをとっていることから、「狭間に落ちて」無国籍となる者が相変わらず生じている。そのため、このような差異に対応するための共通規則が不可欠である。

1950年、ILCは後に「1961年無国籍の削減に関する条約」（無国籍削減条約）となる文書の起草作業を開始した。無国籍削減条約は、無国籍の脅威への公正かつ適切な対応を確保するための、明確で詳細かつ具体的な保障措置を定めた唯一の国際文書である。

無国籍削減条約の諸条項は、出生時およびその後の人生における無国籍を回避することを目指すものだが、一定の状況下で国籍を剥奪する可能性を禁じるものではなく、また、現在無国籍であるすべての者に国籍を与えるよう国家に要求するものでもない。無国籍削減条約はまた、同条約の規定から利益を受けうる者が、その請求の審査およびその請求を適切な機関に提出する場合の援助を申請しうる組織の設立についても定めている。国連総会は後に、UNHCRにこの役割を担うよう要請した。（無国籍削減条約の締約国一覧については附録2を参照。）

無国籍の発生件数を削減しようとするにあたり、無国籍削減条約は締約国に対し、国籍の取得または喪失に関する、定められた基準を反映した国籍法を採択することを要求している。締約国間で本条約の解釈または適用に関する紛争が生じ、他の方法によって解決することができないときは、紛争当事国の一方の国の要請により国際司法裁判所の判断に付することができる。

UNHCR「1961年無国籍削減条約第1条から第4条によってすべての子どもの国籍を取得する権利を確保することに関するガイドライン」（「無国籍に関するガイドライン4」*Guidelines on Ensuring Every Child's Right to Acquire a*

「ある日、私は国と国の間の国境に立っていて、どちらの国にも入ることができませんでした。それは私の人生でもっとも忘れがたい経験でした。自分がいたことのある国にも入れず、自分が生まれ育ち、暮らした国にも入れなかったのです。私は一体どこに属しているのだろうか？ そのとき空港で感じたあの強烈な喪失感を、いまだに忘れることができません。」

ララ、元無国籍者

*Nationality through Articles 1–4 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness*) は、子どもの無国籍の回避に関連する無国籍削減条約第1–4条および12条をどのように解釈・適用すればよいかについての指針を、各国政府・UNHCR等に対して提示している。

## 人権法は国籍をもつ権利をどのように保障しているか？

国籍をもつ権利については他にもさまざまな国際法法規が触れている。世界人権宣言第15条は、すべて人は国籍をもつ権利を有しており、また何人も恣意的にその国籍を奪われないと定めている。

その後、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年、自由権規約）により、すべての子どもの国籍を取得する権利が掲げられた。第24条は次のように定める。

「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」

「すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。」

「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」

また、自由権規約第26条は、国籍法およびその実施のあり方も含めて非常に広範に適用される差別禁止条項も定めている。

「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年、人種差別撤廃条約）は、特に国籍についての権利を含むいくつかの基本的な人権の享有にあたり「人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身による差別なく、すべての者の法のもとにおける平等の権利を保障すること」を締約国に義務付けている（第5条）。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979年、女性差別撤廃条約）第9条は、無国籍の主要な原因のひとつ—国籍法における女性差別—を取り上げて次のように規定する。

「締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。」

「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。」

ほぼすべての国によって批准されている児童の権利に関する条約（1989年、子どもの権利条約）には、国籍に関する3つの重要な条文が含まれている。

第2条は次のように規定する。

「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法的保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」

第7条は次のように述べる。

「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」

第8条(1)の規定は次のとおりである。

「締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」

すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する条約（1990年）第29条は次のように定める。

「移住労働者の子どもはそれぞれ、氏名、出生登録および国籍についての権利を有する。」

障害者の権利に関する条約（2006年）第18条は次のように定める。

「1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。」

## 国籍をもつ権利を扱う地域条約はあるか？

地域文書は国籍をもつ権利の法的基盤を強化する。米州人権条約（1969年）第20条は、国籍をもつ権利に言及するのみならず、子どもが出生時に無国籍となることを防止するための重要



な保障措置も掲げている。

「すべての者は、国籍をもつ権利を有する。すべての者は、他のいかなる国籍をもつ権利がない場合には、その領域内で生まれた国の国籍をもつ権利を有する。何人も、その国籍を恣意的に奪われず、又は国籍を変更する権利を奪われない。」

これらの原則は後に米州裁判所の判例によって確認されている。同裁判所は、国籍が付与される条件が国家の国内管轄権に属することを確認しつつ、次のように述べた。

「国籍の付与および確認は各国家が判断する問題であることは伝統的に受け入れられている事実であるにもかかわらず、現代の動向では、国際法によってこの分野において国家が享有してきた幅広い権限に一定の制限が課されるようになっており、今日においては国籍に関する問題を国家が規制する方法は専ら国家の管轄権のみに属するということはできないことを示している。」(米州人権裁判所、勧告的意見「コスタリカ憲法の帰化規定の修正」、32-34項、5 HRLJ 1984)

言い換えると、国家は、特に自国の国籍法の適用により無国籍が生じる場合には、その法律の国際的な影響を検討しなければならない。

欧州評議会により起草されたもうひとつの地域文書である欧州国籍条約は、1930年ハーグ条約が国籍法の抵触の問題を扱った時以降の、国籍に関する国際法および国内法の発展すべてを整理統合する文書の作成が必要であるとの認識から生まれた。欧州でこれ以前に採択された諸条約とは対照的に、欧州国籍条約は国籍の異なる夫婦とその子どもに複数の国籍の取得を認めている。また、国籍の取得、維持、喪失および回復、手続保障、国家承継の状況における国籍、兵役義務ならびに締約国間の協力の問題にも触れている。さらに、無国籍の発生を防止するための規定も多く含まれている。欧州国籍条約は無国籍者の定義について無国籍者の地位に関する条約を参照している。ヨーロッパに

「時々、自分のことが嫌いになります。自分が人間じゃないように感じてしまうんです。この気持ちはどうしようもありません。友達は普通の生活を送れる。私にはそれができない。車をもつことが夢ですが、もてません。車を買うお金があっても、私自身の名義では登録されないんです。結婚を夢見ますが、ある男性には、私が国籍をもっていないという理由で断られました。囚人のような気分です。レバノンの身分証明書は黄金よりも価値のあるもので、何百万でも払うつもりがあるのに手に入れられない。国籍と身分証明書をもっているレバノンの女の子たちを見るのは苦痛です。勉強したり、働いたり、私がかねえたいけどかなえられない夢を実現したり——その子たちがもつ権利を活かしていないときはなおさらです。」

ゼイナブ、レバノン在住の無国籍女性

---

おける最近の国家承継の経験を通して、多くの人々が新たな国籍の取得前に元の国籍を失うために無国籍となる危険に晒されることが認識されるようになった。国家承継——これは国家間の領域の移転、複数の国家の統合、国家の崩壊、または領域の一部分離の結果として起こりうるのであるが——による無国籍を回避しようとする取り組みの一環として、欧州評議会は特にこの問題に焦点をあてる「国家承継に関連する無国籍の回避に関する条約」を採択した。2006年3月15日に採択されたこの条約は、国家承継の場面における国籍についての具体的な規則を掲げている。その22の条文は、被承継国および承継国の責任、証明に関する規則、出生時の無国籍の回避、無国籍者による国籍取得の簡易化などの問題について実務的な指針を提供するものである。

1999年、アフリカ統一機構（現・アフリカ連合）は「子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章」を採択した。この憲章は子どもの権利条約をモデルにしたもので、差別の禁止や子どもの最善の利益を主として考慮することなど、同条約のいくつかの主要な原則を同様に定めている。氏名および国籍に焦点をあて、子どもの無国籍を防止するための主要な保障措置を掲げる第6条の規定は次のとおりである。

- すべての子どもは、出生時から氏名をもつ権利を有する。
- すべての子どもは、出生後直ちに登録される。
- すべての子どもは、国籍を取得する権利を有する。
- 憲章の締約国は、子どもが出生時に他のいかなる国の法律のもとでも国籍を付与されない場合には、その領域内で出生した国の国籍を取得するものとする原則を、自国の憲法法令が認めるよう確保することを約束する。

2005年6月には、第32回イスラム諸国外相会議で「イスラムにおける子どもの権利に関する規約」が採択された。そこでは次のように定められている。

- すべての子どもは、出生時から氏名をもつ権利を有する。
- すべての子どもは、登録される権利を有する。
- 規約の締約国は、自国の領域で出生したいかなる子どもまたは自国の領域の外にあるいかなる自国民の子どもについても無国籍の問題を解決するため、あらゆる努力を行う。
- 父母がともに知れない児童は、氏名、身分の呼称（title）および国籍をもつ権利を有する。

## 無国籍者の特定と保護



サバ州で生まれた、無国籍である数千人の移住者の子どもたちは、出生時にマレーシア国籍を取得しておらず、あるいは身分証明書類を有していない。このような子どもは、マレーシアの学校にアクセスすることができず、コタキナバルで撮影されたこの写真のように市場で働いてわずかばかりの賃金を得るだけになってしまうことが多い。©UNHCR/Greg Constantine, 2010

各国の国籍法を通じて、また無国籍削減条約その他の国際文書の実施を通じて無国籍を削減しようとする試みにもかかわらず、UNHCRの推計では、世界中に国籍をもたない人々が何百万人もいる。無国籍者地位条約は、無国籍者とは誰かを定義し、無国籍者の法的身分取得を促進し、かつ無国籍者が差別なしに基本的権利および自由を享有することを保障するものである。

## 無国籍者とは誰か？

無国籍者地位条約は無国籍者を「いずれの国家によっても、その法の運用において国民と認められない」者と定義する（第1条）。これは純粋に法的な定義である。国民として享有する権利、国籍付与の方法および国籍へのアクセスについては言及されていない。ある者が法の運用において国民と認められるかどうか確定するためには、国家が個々のケースで実際はどのように国籍法を適用しているかとともに、当該者の地位を変動させるような再審査・不服審査の結果があれば、同結果を注意深く分析することが必要である。

無国籍であることの立証を試みるにあたり、国家は、その者がつながりを有している国（出生国、以前に常居所を有していた国、妻や子どもの国籍国、両親や祖父母の国籍国など）の国籍法を検討するとともに、法律が実際にどのように運用されているかに関する情報（関係する者または集団の処遇に関する情報があればこれを含む）を吟味すべきである。認定機関は、必要であればこれらの国の政府と協議し、必要に応じて証拠を求めてもよい。個人には、自分の置かれている状況について可能な限り全面的な真実の陳述を行い、かつ合理的に入手可能なすべての証拠を提出する義務がある。UNHCRは、国家間の協議の便宜を図るとともに、要請に応じ、さまざまな国の関連法令やその運用に関して技術的情報を提供することができる。

責任ある国家当局がその者が当該国の国民ではないと証明する文書は、通常信頼できる無国籍の証拠となる。しかし、そのような証拠は常に入手できるとはかぎらない。出身国や以前に常居所を有していた国の関連当局が、当該者

「私たちは普通の仕事をもてないし、移動することもできません。私たちはどこにも寄港できない船のようなものです。教育や医療へのアクセスも困難です。私は高校を卒業することも大学に行くこともできませんでした。私が医者に診てもらえるのは私立の病院だけで、政府の病院では診てもらえないのです。」

アブドゥラ、アラブ首長国連邦在住のビドゥーン（無国籍者）

---

が国民ではないと述べる証明文書の発行を拒否したり、また単に照会に応じないこともある。国家当局によっては、誰がその国と法的絆をもたないか明らかにするのは自分たちの責任ではないと感じることもある。回答がないという事実についての評価は、合理的な期間を経た後でなければ下すべきではない。ある国がこのような要請に一切回答しないとの方針をとっている場合、回答がなかったとしても、それだけでは何らの推論も行ってはならない。逆に、ある国がそのような照会に回答するのを常としている場合、回答がないことは、当該個人が国民ではないことを確認する有力な根拠となるのが一般的であろう。

## 個人が無国籍者地位条約の規定の適用から除外されることはありうるか？

無国籍者地位条約の前文には、無国籍の難民は難民条約の対象であり、よって無国籍者地位条約の対象ではないことが再確認されている。

無国籍者地位条約第1条は、無国籍者の定義に加えて、その定義の範疇に含まれるにもかかわらず（すなわち無国籍であるにもかかわらず）、特定の理由によりこの条約の適用から除外される者を定義している。すなわち、特定の法的体制もしくは国際援助の恩恵をすでに受けているためにそのような保護を必要としない者が、個人的行為を理由として国際保護に値しない者のいずれかである。これには以下の者が含まれる。

- 「国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護または援助を現に受けている者。ただし、それらの者が当該保護または援助を受けている間に限る。」  
この規定に現在関連する唯一の国連機関は国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）である。
- 「居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利および義務を有していると認められる者。」  
これは、無国籍者がある国家の国内で合法的な居住を確保し、無国籍者地位条約が付与する権利よりも多くの権利、特に当該国の国民が享有するのと同等の十分な経済的および社会的権利を与えられており、かつ退去強制や国外追放から守られている場合は、当該者が無国籍者であってもこの条約の規定を適用する必要がないことを意味する。
- 「平和に対する犯罪、戦争犯罪および人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行った」者。  
「避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行った」者。  
「国際連合の目的および原則に反する行為を行った」者。

## ある者がもはや無国籍ではないと判断されるのはどのような場合か？

無国籍の状態は、無国籍者がいずれかの国の国籍を取得するときに終止する。



1994年に行われたブラジル憲法改正により、ブラジル国籍の両親のもとに国外で生まれた子どもは、ブラジルで暮らすために帰国しないかぎりブラジル国籍を取得できなかった。市民社会グループの推定によれば、12年間で20万人の子どもが無国籍になったという。ブラジルが無国籍削減条約に加入した2007年、国会は、国籍取得の前提条件を本国居住要件から領事機関への登録に変更する憲法改正を承認した。この改正は遡及適用され、無国籍である多くの子どもがブラジル国籍を取得するのに役立った。

## 無国籍認定手続が適切な対応となるのはどのような場合か？

無国籍認定手続は、一般的に、国家が無国籍者地位条約上の誓約を果たす上で役に立つ。無国籍者地位条約は無国籍者の定義を定めているが、誰が無国籍であるかを特定する手続を詳しく述べているわけではない。しかし無国籍者地位条約には、国家は、自国の条約上の誓約を遵守するために無国籍者に適切な待遇を与える目的で、自国の管轄内にある無国籍者を特定しなければならないことが黙示的に示されている。

ただし、無国籍認定手続の利用が適切であるのは、移住してその国にいる無国籍者が対象とされる場合のみである。「自国」にいる無国籍者、または本来の場所での住民である (*in situ* populations) 無国籍者については、その国に長期的に常居所を有しているなど、当該国との強い結びつきがあることから、無国籍者としての地位の取得を目的とする認定手続は適切でない。このような集団との関連では、無国籍認定手続を行うのではなく、検討対象である集団がどのような状況に置かれているかによって、対象を明確にした国籍取得キャンペーンを実施したり、国籍確認の取り組みを行ったりすることが望ましい。

## 無国籍者の認定手続はどのようなものか？

無国籍認定を行うための特別手続を創設した国はわずかにすぎない。しかし、そのような手続を設けることへの各国の関心は高まりつつある。無国籍認定手続を制度上どこに位置づけるかは国家の裁量事項であり、国によって異なる。国家の法律上・行政上の枠組みのなかで無国籍認定手続がどこに位置づけられるかにかかわらず、重要なのは、対象集団が手続にアクセスできることを確保しつつ、審査官が無国籍認定に関する専門性を発展させることである。そのためには、訓練および経験を積んだ職員からなる特別の行政部局または司法部局に無国籍認定を行うための専門性を集中させる一方、全国に散らばって駐在している場合がある政府の出先機関に対して個人が申請を行えるようにする体制をバランスよく整える必要がある。国によっては、政府内の特定の機関——たとえば庇護、難民および無国籍者の問題を特に扱っている部局または内務省など——を、無国籍の申立てを審査して判断するための機関として指定する実施法を制定したところもある。

無国籍であると認めるための手続を設ける特別法をもたない国では、無国籍者か否かの認定を行うことを任務とする行政機関または司法機関を設けたところもある。

しかし、多くの国ではいまだに何も特別な手続が定められていない。このような場合、無国籍の問題は難民認定手続のなかで浮上してくることが多い。無国籍者が、人道的保護または補完的保護を含んでいるこのような枠組みのなかで「処理」される場合もある。実際には、単に利用できる他の手続がないために、無国籍者がやむをえず庇護制度を通じて申請を行わねばならないこともある。無国籍認定手続の位置付けや形態にかかわらず、庇護希望者による申請の秘密保持の義務は遵守されなければならない。

国によっては、無国籍者の認定手続は特にないが、個人が居住許可や旅行証明書の申請を行う際に、あるいは庇護申請が退けられた後に他の理由で庇護国内に残るための申し立てを行う際に、無国籍の問題が提起される場合もある。

フランスでは、無国籍者の認定手続は「フランス難民・無国籍者保護局」(OFPPA)で行われる。OFPPAは無国籍者に司法上および行政上の保護を与えることを任務としており、申請者は直接OFPPAに対して申請を提出しなければならない。

フィリピンでは、無国籍の認定は、フィリピン法務省が運営している中央組織「難民・無国籍者保護部」(RSPPU)が行う。無国籍の地位の申請は、RSPPUに直接、または出入国管理局の中央事務所もしくはいずれかの現地事務所に対して、提出することができる。

モルドバ共和国では、内務省の移民庇護局が中央に集約された行政手続として無国籍認定を実施する。申請は口頭または書面で行うことができ、また当事者本人が行うことも、モルドバ移民庇護局内の特別行政部署が職権で行うこともできる。

スペインでは、外国人法の規定により、内務省が国王令の定める手続によって無国籍の地位の認定を行うこととされている。申請者は警察署または庇護難民事務所(OAR)に申し込むことができる。調査の段階が終わるとOARは手続を進め、審査結果を理由とともに内務省に送付する。

メキシコでは、正式な無国籍認定手続は設けられていないものの、2010年の「移民関連基準・手続マニュアル」で、無国籍者はメキシコの補完的保護制度を通じて国際保護を受けることができると規定されている。このマニュアルでは誰が無国籍者に該当するかの定義は示されているが、個々のケースで認定を行うための手続については定めていない。

UNHCR『無国籍者保護ハンドブック』では、無国籍認定手続を設ける際のあり方(このような手続で生じる証拠規則上の問題を含む)についての指針を、各国およびUNHCRスタッフ等に対して提示している。

### どのような証拠が要求されるのか？

無国籍の性質に鑑みれば、申請者が、無国籍の地位の申請を裏づける重要な書証を、たとえそのような証拠が存在したとしても、提出できないことも多い。多くの申請者は、自分が出生、

血統、婚姻または常居所を通じてつながりを有している国の国籍法の分析の必要性を自覚していない、あるいはそのような分析能力をもたない。また、個々のケースに関する特定の情報やある国の国籍法に関する一般的案内（法律の文言および実際の適用の両方に関する照会を含む）を求めて外国当局に連絡をとることが、ある者が無国籍であるか否かについての結論に達するために必要不可欠であることもある。多くの場合、国家は、他国の政府職員からの照会でなければ回答しないであろう。

そのため、無国籍認定手続では、無国籍の立証に固有の困難が考慮されなければならない。無国籍認定手続では、申請者と審査官の双方が、証拠の取得および事実の確定のために協力することが要求されている——これを証拠を提出する責任の共有という。無国籍の立証には固有の困難がともなうことから、無国籍の認定を行う際に要求される証拠の基準はあまりに高く設定されるべきではない。したがって、国家としては、難民認定手続で求められるのと同じ立証基準を採用するのが望ましい。すなわち、ある者がいずれの国家によってもその法の運用において国民と認められないことが「合理的な程度で」立証される場合、無国籍と認定するのが妥当である。UNHCR『無国籍者保護ハンドブック』では、無国籍認定手続において証拠を提出する責任および立証基準がどのように適用されるべきかに関するさらに詳しい指針を提示している。

### ある者が無国籍か否かの決定は誰が行うべきか？

無国籍の認定に際しては、無国籍の分野を専門とし、申請およびその裏づけ証拠を公平かつ客観的に吟味することができる適任者が任命されるべきである。そのような認定を所管する中央機関があれば、一貫性を欠く決定が行われるおそれが小さくなり、出身国に関する情報の入手・普及もより効果的に行うことができ、また業務の焦点が明確になることによって無国籍に関する諸問題についての専門性を強化することもできるであろう。無国籍の地位の認定のためには、他国の法令および実務の収集・分析が必要である。中央機関がない場合であっても、国籍法および無国籍の問題について熟知している政府関係者および他国の関係者との協力は、審査官にとって有益である。

### どのように手続へアクセスするのか？

無国籍者地位条約は、無国籍者の認定のための審査が行われる間、申請者に合法的な在留許可を与えることを国家に義務付けてはいない。実際上は、個人がひとたび国家の領域内に入ったならば、その個人の国籍状態を認定することが、その個人の窮状に対する解決策を見出す唯一の方法である場合もある。

ある者が無国籍の認定を受けるための申請を行っている場合、またはある者が無国籍であるか否かを当局が判断しようとしている場合、国家は、認定手続の結果が出るまで当該個人を自国の領域から退去させないことが望まれる。



無国籍認定手続は、公正性と透明性を確保しながら、法令で正式に定められなければならない。UNHCR『無国籍者保護ハンドブック』では、尊重されるべき適正手続上の権利の包括的リストを提示している。これには以下のものが含まれる。

- 面接機会へのアクセス
- 通訳者による援助
- 法律扶助へのアクセス
- 申請が受理されてからいつまでに無国籍に関する判断が行われなければならないかの定め
- 決定理由書を受領する権利
- 第1次審査で申請が棄却された場合に不服を申立てる権利

### 国家は合法的に在留していない無国籍者を拘禁することができるか？

無国籍者地位条約は、無国籍と認定された者に対して在留資格を付与することを国家に明示的に要求しているわけではないが、そのような許可を与えるのは条約の趣旨および目的を満たすことにつながる。無国籍者がある国に合法的に滞在する権利を有していない場合でも、通常は拘禁されるべきではない。無国籍者は、国民身分証明書や旅券等の身分証明書類をもっていないことがしばしばある。以前に居住していた国がわかっている場合でも、その国がその者の再入国をただちに認めるとは限らない。そのような場合は拘禁は回避されるべきであり、国際人権法と合致する国内法に明確に基づいている場合にのみ拘禁が許されるべきである。拘禁に代わる手段が当該者にとって効果的でないことを示唆する証拠がある場合を除き、まず拘禁以外の手段が検討されるべきである。

合法的に在留していない無国籍者の拘禁は、他の可能な手段をすべて検討した後でなければ行ふべきではない。当局は、拘禁という例外的な決定を行うにあたり、拘禁が合理的であるか、そして達成しようとする目的に比例しているかどうかの判断を行うべきである。必要性が認められた場合でも、拘禁は、差別のない方法で実施され、かつ、国内法（このような拘禁の期間の上限を定めていることが望ましい）による規制および司法機関による定期的再審査の対象とされるべきである。

### 恣意的拘禁に関する作業部会

国連人権委員会は、1985年以降、恣意的拘禁の増加の問題を扱ってきた。同委員会は、差別防止・少数者保護小委員会に対し、この問題について包括的に検討してこのような慣行を削減するための勧告を提出するよう要請した。同時に、1988年12月には、自由を奪われた者すべてが享有すべき保障についての懸念が、「あらゆる形態の抑留または拘禁の下に

あるすべての人々を保護するための原則」(被拘禁者保護原則)の国連総会による採択という形で明らかにされた。1990年、人権委員会は、前述の小委員会の報告に掲げられた勧告に基づき、恣意的拘禁に関する作業部会を設置した。この作業部会はその後、抑留および拘禁に適用される以下の原則を採択した。

#### 原則1

庇護希望者または移民が国境において、または不法入国の場合には国家の領域内で、取調べのために留め置かれる場合には、少なくとも口頭で、かつ本人が理解できる言語で、本人に関して検討されている入国拒否または一時滞在不許可の判断の性質およびその理由に関する情報を与えられなければならない。

#### 原則2

すべての庇護希望者または移民は、拘禁されている間、電話、ファックスまたは電子メール等を通じて外の世界と連絡をとり、また弁護士、領事館代表および親族に連絡することができなければならない。

#### 原則3

拘禁中のすべての庇護希望者または移民は、司法その他の官憲の面前に速やかに連れて行かれなければならない。

#### 原則4

すべての庇護希望者または移民は、拘禁された際、その者の身元、拘禁理由および決定を下した権限ある当局ならびに拘禁の開始日時および終了日時を記した登録簿であって、番号を付したうえで編綴されるものまたは同等の保証をともなうものに署名しなければならない。

#### 原則5

すべての庇護希望者または移民は、拘禁場所に入所するにあたり、内部規定ならびに該当する場合には適用される懲戒規則、外部との連絡を絶たれる可能性およびかかる措置にともなう保障について告知されなければならない。

#### 原則6

決定は、法律で定められた合法性の基準に基づき、十分な責任を有するしかるべき権限のある当局によって行われなければならない。

#### 原則7

期間の上限は法律で定められるべきであり、拘禁はいかなる場合においても無期限また

は過度に長期であってはならない。

#### 原則8

拘禁措置の告知は書面で、庇護希望者または移民に理解可能な言語で、理由を付して行われなければならない。かかる告知には、拘禁措置の合法性について速やかに判断し適切な場合には当該者の解放を命じる司法機関に対して庇護希望者または移民が救済を申立てる際の条件が記載されなければならない。

#### 原則9

拘禁は、特にこの目的のためにある公の施設で行われなければならない。実務上の理由でそのような施設が利用されない場合、庇護希望者または移民は、刑事法に基づいて拘禁されている者から分離された場所に措置されなければならない。

#### 原則10

国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所、赤十字国際委員会（ICRC）および適切な場合にはしかるべき権限のある非政府組織は、拘禁所へのアクセスを許可されなければならない。

### 無国籍者と認定された者の権利および義務とは何か？

特定の国における地位または在留形態にかかわらず、すべての人に適用される基本的人権というものがある。これにはたとえば拷問の禁止や差別禁止の原則が含まれる。実際、無国籍者地位条約は、この条約の規定が「人種、宗教又は出身国による差別なしに」無国籍者に適用されることを確認している（第3条）。

すべての無国籍者は在留する国の法令を遵守する義務を負う（第2条）。この義務が守られることを前提に、無国籍者地位条約の第7条(1)は無国籍者が受ける権利を有する基本的保護の水準を定めている。条約がより有利な待遇を明記している場合を除き、「締約国は一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を無国籍者に与える」と規定している。

無国籍者地位条約に列挙されている権利の多くは、無国籍者が外国人に保障されるのと少なくとも同一の権利および利益へのアクセスを認められるべきであるとしている。これは特に職業（第17・18・19条）、住居（第21条）および移動の自由（第26条）についていえる。他の特定の権利に関しては、締約国は、合法的にその領域内に居住する無国籍者に対して自国民に与える待遇と同等の待遇を与えるよう要求される。特に、宗教を实践する自由（第4条）、著作権および工業所有権（第14条）、初等教育（第22条）、公的扶助（第23条）ならびに労働法制および社会保障（第24条）が挙げられる。

UNHCR『無国籍者保護ハンドブック』は、無国籍者が無国籍者地位条約および国際人権法で要求されている水準の待遇を享受できるようにするために各国政府を援助することを目的とし

たものである。

## 認定を受けた無国籍者には身分証明書および旅行証明書を取得する権利が与えられるか？

締約国はその領域内にいる無国籍者であって有効な旅行証明書を所持していない者に対して身分証明書を発給する旨、無国籍者地位条約で規定されている。第28条は、締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、国の安全または公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除き、旅行証明書を発給するものと定める。

証明書の発給は国籍の付与を意味するものではなく、発給を受けた者の地位に変更を加えるものでもない。

第28条の後半は、締約国に対し、合法に滞在する者でない場合でもその領域内にいるすべての無国籍者に旅行証明書を発給するよう呼びかけるものである。締約国は、その領域内にいる無国籍者であって法律上の居住国から旅行証明書を得られない者について、旅行証明書の発給を考慮するよう要請されている。多くの無国籍者は合法的な居住国がない可能性があることから、この規定は特に重要である。旅行証明書は無国籍者の身分証明の一助となるとともに、適切な国への入国を求めることを可能にする。

旅行証明書は、無国籍者が勉学、職業、医療、第三国定住のために他国に旅行するのを容易にするために特に重要である。条約の付属書に従って、各締約国は他の締約国により発給された旅行証明書の有効性を認めることに合意している。UNHCRはこれらの文書の発給について技術的な助言を提供することが可能である。無国籍者地位条約の締約国は、国際民間航空機関(ICAO) / UNHCR『難民・無国籍者に対する機械可読形式の条約旅行証明書の発給ガイド (Guide for Issuing Machine Readable Convention Documents for Refugees and Stateless Persons)』に掲げられた基準および仕様に従い、機械可読形式の条約旅行証明書を無国籍者に対して発給するよう要求される。

## 国家は無国籍と認定された者を追放することができるか？

無国籍者地位条約の規定によると、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除いて、合法的に領域内に滞在する無国籍者は追放されない。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除き、追放は法の適正手続の保障を受ける。したがって、無国籍者がいかなる非難に対しても応答し証拠を提出できるよう、そして代理人弁護士等による代理および不服申立てを可能にするよう、手続保障が与えられるべきである。

無国籍者地位条約最終文書は、ノン・ルフールマンが一般に承認された原則であることを示している。迫害のおそれのある領域への送還を禁止するノン・ルフールマンの原則は、難民条約第33条および拷問等禁止条約(拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約)第3条を含むいくつかの国際条約の規定に掲げられており、自由権規約第7条でも黙示的に規定されているほか、いくつかの地域人権文書の規定にも定められている。

ルフルマンの禁止は国際法の原則として認められているため、無国籍者地位条約の起草者らは、無国籍者の地位を定める条約の規定のなかにこれを盛り込む必要はないと考えたのである。

追放の最終決定が行われた場合、締約国は当該者に対して他の国への入国許可を求めるための合理的期間の猶予を与えることが、無国籍者地位条約により求められている。

### 無国籍と認定された者にはどのような帰化手続が可能であるべきか？

無国籍者地位条約の締約国は、無国籍者の社会への適応および帰化をできるかぎり容易なものとするのが要請される（ここにいう「適応」とは、当該者の特有のアイデンティティの喪失ではなく、当該国の経済的、社会的および文化的な生活への統合を意味する）。締約国は特に、可能な場合には常に帰化の手数料および費用を軽減することを含め、帰化手続が迅速に行われるようにするために尽力することを要求される。

英国では、無国籍者は簡易帰化手続を利用することができる。このことは、実際上は、居住要件が短縮され（無国籍でない外国人の場合は5年であるのに対し3年）、かつ語学試験および国籍取得のための試験を免除されることを意味する。

国によっては、国籍法において、帰化申請を希望する難民および無国籍者について合法的な居住期間の条件を緩和する規定を設けている。

欧州国籍条約はこの勧告をさらに発展させ、国内法において、領域内の合法的常居者である外国人の帰化を可能にするための規則を定めるよう要請している。また、帰化申請を行う権利を与えられるまでに居住していなければならない期間が定められている場合、その期間は10年以下でなければならないとの制限を設けている。そして各国に対し、無国籍者および認定難民について迅速な帰化手続の利用を検討するよう奨励している。

### 無国籍者を保護するための最善の方法は何か？

無国籍者を保護するための最も有効な方法は、そもそも無国籍という状態が生じえない法律を制定することである（無国籍削減条約と、無国籍の削減または根絶のために国家がとることのできる関連措置についての詳細は「無国籍の防止」の章を参照）。

しかし、無国籍の問題が根絶されるまでの間は、無国籍と認定された人々を保護する必要がある。無国籍者地位条約に加入してこれを実施することおよび実施法を制定することは、無国籍者の権利と義務の尊重が保障されることにつながるであろう。

前述の通り、無国籍者地位条約は個人の国籍に変更を加えるものではなく、難民でない無国籍者を領域内に受け入れることを国家に義務付けるものでもない。無国籍者地位条約の規定を適用することは、国籍を付与することの代わりにはならない。国家は、国籍法および国籍実務を通して、領域内に居住する無国籍者の社会への適応および帰化をできるかぎり促進すべきで

ある。大規模な無国籍状況については、国籍付与に関する規則を変更して、領域内に居住しているすべての者は、特定の日の前に領域内で出生した（もしくは領域内に居住していた）ことまたはそのような者の子孫であることを条件として、国民と認めることも考えられる。

キルギスは2007年に包括的改正を実施し、数千人の無国籍者の国籍取得を可能にした。キルギスには、独立から10年以上、約4万人がいかなる国の国籍ももたずに暮らしていた。そのほとんどは、旧ソ連の他の地域から移住してきて、キルギスまたは他のいずれかの旧ソ連承継国家の国籍を自動的に取得しなかった少数民族の人々である。2007年法は、旧ソ連の国民であって、無国籍であり、かつキルギスに5年以上居住していたすべての者を国民と認めた。

いくつかの例外的ケースにおいては、無国籍者が居住国で法的地位を正規化することが不可能な場合もある。このような場合には第三国定住が適切な解決策となることもある。各国の第三国定住の受け入れ基準は無国籍状態を対象としていないのが通例だが（第三国定住は難民について利用されることのほうが多い）、UNHCR執行委員会は、受け入れ基準を拡大して無国籍者を含めるよう各国に呼びかけてきた。執行委員会は、結論第95号（2003）で次のように述べている。

「各国に対し、無国籍の事案の解決方法についてUNHCRと協力するとともに、無国籍者の状況が現在の受入国またはかつて常居所を有していた他の国において解決することができずに不安定であり続ける場合には第三国定住の場を提供する可能性を検討するよう、奨励する…」

UNHCRは、無国籍者の統合および第三国定住の双方に関して、各国に助言および援助を提供することができる。



## 無国籍の防止



このパティ（プランテーションのスラム街）に住んでいる子どものほとんどは無国籍で、基本的権利にアクセスできない。2013年の憲法裁判所判決後、数千人のドミニカ人（ほとんどはハイチ系）が国籍を剥奪された。©UNHCR/Greg Constantine, 2011

無国籍はさまざまな状況から生じうる。以下、無国籍の主要な原因の一部について、またこれらの状況を避けるために特に国籍法を見直す際に国家がとりうる実際の措置について、論じる。

## 差別または恣意的な国籍剥奪に関連した原因

### 差別

国籍を付与するか否かについての国家の裁量に対する主要な制約のひとつは、人種差別の禁止である。この原則は人種差別撤廃条約およびその他の多くの文書に反映されている。国連人種差別撤廃委員会は、国民でない者に対する差別に関する一般的勧告（2004年10月1日付）のなかで次のように述べた。

「人種、皮膚の色、家系、国民的または民族的出身に基づいて国籍を剥奪することは、国籍をもつ権利を差別なく享有できることを確保する締約国の義務の違反である。」

しかしながら、ある者が、他の者であれば十分に国籍付与の要因になるであろう強いつながりを特定の国との間に有しているにもかかわらず、その国の国籍を取得できないこともある。世界中のほとんどの無国籍者は、民族的、宗教的または言語的マイノリティに属する人々である。人種、皮膚の色、民族、宗教、性、政治的意見その他の要因による差別は、法令の制定または運用の際にあえてなされることもあれば、意図せずに生み出されることもある。法令が差別的な文言を含む場合や法令の適用が結果的に差別となる場合、その法令は差別的であるとされる可能性がある。

#### この問題を回避するためには：

- 国籍に関する差別の禁止の原則が憲法および国籍に関する法律に掲げられることを確保するとともに、行政上および司法上の決定を通してこの原則が適用されることを確保する。
- 国家は、自国内においておよび他国と協力して、すべての子どもが出生時に国籍を有することを確保するためにあらゆる適切な措置をとるよう要求される。したがって、婚姻している両親のもとに生まれた子ども、婚姻外で生まれた子ども、無国籍の両親のもとに生まれた子どものすべてが、国際法上、国籍をもつ平等な権利を有する。
- 女性差別撤廃条約は、国籍の取得、変更または保持に関して女性に男性と同等の権利を与えることを目指している。同条約に掲げられた原則に従って、国籍に関する夫の地位によって自動的に妻の国籍が変更されたり、妻が無国籍になったり、夫の国籍の取得が強制されたりすべきではない。

### 国籍の剥奪および否認

世界人権宣言は、何人もその国籍を恣意的に奪われないと規定している。無国籍削減条約お



よび欧州国籍条約は、国家が主導して国籍を喪失させる可能性を厳しく制限している。かかる国籍の喪失はいかなる場合にも完全な手続保障を伴うものでなければならず、また無国籍という結果を生み出すべきではない。

国籍の剥奪は、通常は、国家が差別的慣行を行っている結果として特定の個人または集団の国籍を奪うときに起きる。世界の無国籍者の多くは国籍を恣意的に剥奪された人々である。

#### これらの問題を回避するためには：

- 国際法の基本原則として、何人も、結果として無国籍になる場合には国籍を剥奪されるべきではない。
- 無国籍削減条約は、この原則について以下の例外を設けている。
  - 虚偽の表示または詐欺によって国籍が取得された場合
  - 国外居住を経て国籍が失われる場合（前述）
  - 他国への援助を禁止する規定に違反して、または国家の重大な国益を深刻に害する個人的行為により、忠誠義務に反する行為が行われた場合（条約調印時にこれらが法令に明記されていた場合に限る）
  - 他国に対する忠誠の誓いもしくは正式な宣言を行った場合、または自国に対する忠誠を拒否した場合（無国籍削減条約調印時に法令に明記されていた場合に限る）

1980年、フェイリ・クルド（イラクの数県に住んでいて、ほとんどはシーア派のマイノリティ）は、サダム・フセインが発した政令によりイラク国籍を剥奪された。財産は接収され、多くはイランに送還されて難民としてキャンプで暮らしていた。2005年イラク憲法および2006年イラク国籍法は、フェイリ・クルドの国籍を剥奪した以前の政令を廃止し、前政権によってイラク国籍を奪われたすべての者は国籍を回復できると定めた。それ以降、およそ10万人がイラク国籍を再取得した。

無国籍削減条約の締約国が個人の国籍を奪うことができるのは以上の理由による場合のみであり、なおかつ、そのことが条約の署名、批准または加入時に明示されており、法令に則って、公正な裁判を受ける権利などの十分な手続保障を伴う場合に限られる。締約国は、人種的、民族的、宗教的または政治的理由によって、いかなる個人または集団の国籍も奪ってはならない。

- 欧州国籍条約は、国家による国籍の剥奪が、結果として無国籍者を生じさせることになる場合、その権限をさらに制限している。同条約によると、このような国籍の剥奪が正当化されるのは、詐欺または虚偽の表示により国籍が取得された場合のみである。ただし、国籍を剥奪しても無国籍とならない場合には、国家は次の理由により国民の国籍を奪うことができる。

- 他の国籍を自発的に取得した場合
- 他国の軍隊で自発的に軍務に就いた場合
- 国の重大な国益を深刻に害する行為を行った場合
- 当該国家と、国外に常居所を有している国民との間に真正な結合 (genuine link) が欠けている場合
- 国内法に規定されている自動的な国籍取得のための前提条件が欠けていた場合 (未成年者の場合のみ)
- 養子が、外国籍である養親の一方または双方の国籍を取得または保持している場合

## 1961年無国籍の削減に関する条約（無国籍削減条約）の主要な規定

### 国籍付与規定（第1条、第2条、第3条、第4条）

国籍は、出生または血統により国家と実効的な結合 (effective link) を有する者であって、そのままでは無国籍となる者に対して付与されなければならない。国籍は以下のように付与されるものとする。

- 領域内で出生した者に対し、法の適用により、出生時に。
- 国内法の条件に従って、領域内で出生した者に対し、法の適用により、定められた年齢に達したとき。
- 領域内で出生した者に対し、申請によって（この申請には以下の一つまたは複数の条件を付することができる一申請期間、居住要件、所定の性質の犯罪歴が無いこと、常に無国籍であったこと）。
- 領域内で出生した嫡出子に対して母親がその国の国籍を有している場合、出生時に。
- その者が年齢または居住要件のために出生地である締約国の国籍を取得することができない場合、血統によって（申請にはひとつ以上の条件を付することができる一申請期間、居住要件、常に無国籍であったこと）。
- 締約国の領域内で発見された父母がともに知れない児童に対して。
- 出生時に両親のいずれかが締約国の国籍を有している場合、国外で出生した者に対し、法の適用により、出生時に。
- 出生時に両親のいずれかが締約国の国籍を有している場合、国外で出生した者に対し、国内法の規定により、申請によって（申請には以下の一つまたは複数の条件を付することができる一定められた期間内に申請を行うこと、定められた居住要件を満

たしていること、国の安全を脅かす犯罪について有罪判決を受けていないこと、常に無国籍であったこと)。

### 国籍の喪失または放棄について (第5条、第6条、第7条)

国籍の喪失または放棄は、別の国籍をすでに有していることまたは当該国籍の取得が保証されていることを条件とすべきである。帰化した者で、手続および期限が告知されていたにもかかわらず、一定期間国外に居住し、国籍を維持する意思の表明を怠った者については例外となりうる。この場合の帰化した者とは、締約国に対する申請により国籍を取得した者であって、締約国が申請を棄却することもできた者をいう。国籍の喪失は、法令に従って、かつ裁判所または他の独立機関による公正な裁判を受ける権利などの完全な手続保障を伴う場合にのみ許される。

### 国籍の剥奪について (第8条、第9条)

何人も、国籍の剥奪によって無国籍となる場合には国籍を奪われるべきでない。ただし、以下の場合は例外とする。

- 虚偽の表示または詐欺により国籍が取得された場合
- 明白な禁止に違反して、または国家の重大な国益を深刻に害する個人的行為により、忠誠義務と一致しない行為が行われた場合
- 他国に対する忠誠の誓いもしくは正式な宣言を行った場合、または締約国への忠誠を拒否した場合
- 締約国との実効的な結合を失った帰化国民であって、告知にもかかわらず、国籍を維持する意思を表明しない場合

締約国が国民の国籍を奪うことができるのは以上の理由による場合のみであり、なおかつ、そのことが条約の署名、批准または加入時に特に明示されており、法令に則って、公正な裁判を受ける権利など十分な手続保障を伴う場合に限られる。締約国は、人種、民族、宗教、政治的理由によって、いかなる個人または集団の国籍も奪ってはならない。

### 領土の移譲について (第10条)

領土の移譲を理由として無国籍が生じないことが、条約により確保されなければならない。条約が締結されない場合、関係国は、領土の移譲または取得の結果、国籍を付与しなければ無国籍となる者に対し、自国の国籍を付与するものとする。

### 国際機関について (第11条)

条約は、この条約の利益を請求する者が、その請求の審査およびその請求を適当な機関に提出する場合の援助を申請する組織を国連の枠内で設立することを呼びかけている。国

連総会はUNHCRにこの責務を担うよう要請した。

## 紛争解決について（第14条）

条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争であって、他の方法によって解決することができないものは、紛争当事国のいずれかの要請により国際司法裁判所に提出されるものとする。

## 最終文書

最終文書は、「事実上の」無国籍者について、実効的な国籍の取得を可能にするため可能なかぎり「法律上の」無国籍者として扱うよう勧告している。

# 技術的原因

## 法の抵触

ある国の国籍法と別の国の国籍法が抵触する場合、いずれの国の国籍も保持しない者が生じるといった問題が起こりうる（国籍の消極的抵触）。それぞれの法令は適切に起草されているとしても、2つの法令を同時に適用するときに問題が生じるのである。たとえば、ある者がA国で生まれた場合に、A国は血統主義（*jus sanguinis*）に基づいてのみ国籍を付与し、その者の両親はB国の国民であるとする。一方、B国は生地主義（*jus soli*）に基づいてのみ国籍を付与し、B国の国籍法によると国民の子が国外で出生した場合は必ずしも国籍を取得しない。このような場合、この者は無国籍となる。

これらの問題を回避するためには：

- 1930年ハーグ条約にあるように、誰が国民であるかは各国が自国の法令に基づいて定めるものである。この法令は、他国によって認められるためには、国際条約、国際慣習および国籍に関して一般的に認められた法の原則と一致していなければならない。各国は、国籍に関する法の抵触を解決するため、国籍法に関する最新の収集結果を参照し、かつそれらの法令が実際にどのように運用されているかを理解すべきである。UNHCRは各国の国籍法を収集・公開している（<http://www.refworld.org/statelessness.html>）。
- 無国籍削減条約は、下記の要領で国籍が付与されなければならないと定めている。
  - 領域内で出生した者に対し、法の適用により、出生時に。
  - 国内法の条件に従って、領域内で出生した者に対し、法の適用により、定められた年齢に達したとき。
  - 領域内で出生した者に対し、申請によって（申請には以下の一つまたは複数の条件を

付することができる——定められた期間内に申請を行うこと、定められた居住要件を満たしていること、定められた性質の犯罪について有罪判決を受けていないこと、常に無国籍であったこと)。

- その者が年齢または居住要件のために出生地である締約国の国籍を取得することができない場合、血統によって（申請には以下の一つまたは複数の条件を付することができる——定められた期間内に申請を行うこと、定められた居住要件を満たしていること、常に無国籍であったこと）。
  - 締約国の領域内で発見された父母がともに知れない児童に対して。
  - 出生時に両親のいずれかが締約国の国籍を有している場合、国外で出生した者に対し、法の適用により、出生時に。
  - 出生時に両親のいずれかが締約国の国籍を有している場合、国外で出生した者に対し、国内法の規定により、申請によって（申請には以下の一つまたは複数の条件を付することができる——定められた期間内に申請を行うこと、定められた居住要件を満たしていること、国の安全を脅かす犯罪について有罪判決を受けていないこと、常に無国籍であったこと）。
- 各国は、一義的な国民および出生時の国籍付与の方法を定める国籍法のなかで、生地主義と血統主義の両方の要素を取り入れている。二重国籍を認めない国は、本人またはその両親が一定の年齢に達するまでに、いずれかの国籍を選択する権利を保障すべきである。

## 国籍放棄に関する法の抵触

国によっては、国内法において、別の国の国籍をまず取得するか、またはその保証を得るかしなくとも、自国の国籍を放棄することが許されている場合がある。これはしばしば無国籍状態をもたらす。この問題に関する法の抵触は、ある国が別の国の国籍を取得するまでは自国の国籍放棄を認めず、相手国は元の国籍を放棄してからでなければ国籍を付与しないという場合に生じうる。ときには、他国の国籍を放棄することが居住国の国籍申請の条件とされるため、新しい国籍が付与されるまでの間、当該個人は無国籍となる。

### この問題を回避するためには：

- 無国籍削減条約に従い、国籍の喪失または放棄は、別の国籍をすでに有していることまたは当該国籍の取得が保証されていることを条件とすべきである。
- 国籍法において、いかなる国民も、別の国の国籍を取得するまで、または取得することを関連当局によって正式に書面によって保証されるまでは国籍を放棄することができない旨、規定すべきである。
- 無国籍削減条約は、帰化した者であって、手続および期限が告知されていたにもかかわらず

らず、定められた期間国外に居住し、かつ国籍を維持する意思の表明を怠った者については、たとえ無国籍につながる場合でも国籍の喪失が認められるという例外を許容している。この場合の帰化した者とは、締約国に対する申請により国籍を取得した者であり、締約国が申請を棄却することもできた者をいう。国籍の喪失は、法律に従って、かつ裁判所または他の独立機関による公正な裁判を受ける権利などの完全な手続保障を伴って行われる場合にのみ認められる。

- 国によっては、当該個人が別の国の国籍を喪失した場合または取得しなかった場合には国籍の再取得を認める規定を設けているところもある。
- 二重国籍または多重国籍を認めない国では、国籍の取得または維持の前提として他の国の国籍を放棄または喪失しなければならないとする要件が、かかる放棄が不可能な場合には免除されることを国籍法で確保しなければならない。たとえば難民は、国籍放棄のために出身国に帰還することや出身国の当局に接触することを期待されるべきでない。

### 優れた実践例：ロシア連邦

旧ソ連の解体によって数百万人の人々が無国籍のまま取り残された。新たに独立したロシア連邦では、1991年連邦国籍法に掲げられた規則により、ロシア連邦の領域に永住する者がロシア国籍を取得できる期限が定められた。この規則では、ロシア連邦で永住者としての地位を有していることを証明できない者にはロシア国籍を取得する権利がないとされた。

1990年代末になっても、ロシア連邦にいる旧ソ連国民の多くは、同国またはつながりを有している他の国において、国籍の地位を正規に認定されるための措置をとっていなかった。なかには、本人も知らないまま自動的に他の新独立国家の国民となっていた者もいれば、個人的状況によってどの国の国籍取得資格にも該当しないことから無国籍のままとなった者もいた。

多くの旧ソ連国民が、ロシア連邦において地位を公的に認定されないうまま暮らしていることを理解したロシア政府は、1991年国籍法の改正に着手した。ロシア連邦の新たな国籍法（2002年国籍法）が2002年7月1日に施行されたほか、ロシア連邦に居住する旧ソ連国民によるロシア連邦国籍の取得を容易にするためのさらなる改正法も2003年に成立した。

無国籍の削減に最も功を奏した重要な規定は、一時在留資格または永住資格を有する旧ソ連国民が帰化を通じてロシア国籍を取得する際に便宜を図る暫定措置である。この手続により、国籍上の地位が決定されないままロシア連邦に居住していた旧ソ連国民にとって満たすことが最も難しい要件であった、5年間継続して当地に居住していたことの証明、自立手段の証明および十分なロシア語能力の要件が免除された。申請者は帰化手数料の支払も免除された。手続が設けられた6年間で、計267万9225名が帰化によってロシア国籍を取得し、そのうち57万5044名は無国籍であった。この成果は、近年10年間における無



国籍削減の取組みのなかで、最も成功した例のひとつである。

この改正後、ロシア政府は2012年にさらなる修正を行い、従前の改正にもかかわらず依然として無国籍である者の帰化を容易にした。その修正とは、申請者は在留登録証明書を提示しなければならないという要件を撤廃するものであった。加えて、2012年修正では、ロシア連邦の旅券を取得したものの、その後、発給は行政手続上の瑕疵であったと認定されて旅券を取り消された旧ソ連国民の帰化も簡易化された。

## 子どもに影響する法令および実務

自由権規約と子どもの権利条約がともに規定しているように、すべての子どもは、出生場所および親の地位にかかわらず、出生地国の当局によって出生後直ちに登録されるべきである。また、すべての子どもは国籍を取得する権利を有する。子どもの国籍は関係する国の法律によって決定されるが、どの国においても、子どもがどこで誰の元に生まれたかが明らかであることが必要である。出生の証明、すなわち承認された出生登録がなければ子どもが身元（どこで出生したかおよび誰が親であるかなど）を立証することは困難であり、したがって国籍を取得するのも難しい。

### この問題を回避するためには：

- 国家は、子どもの権利条約第7条および自由権規約第24条に従って出生登録が組織的に実施されることを確保するため、関連の地方行政機関に必要な資源を提供すべきである。必要に応じて、国際社会特に UNICEF を通じた援助を要請すべきである。
- 国家は、出生登録の際、国籍に争いのあるケースを特定するとともに、国籍を付与しなければ子どもが無国籍になる場合には国籍を付与すべきであり、無国籍削減条約の関連規定が国内法に導入されるべきである。これらの規定は、たとえ無国籍削減条約に未加入であっても国内法に取り入れられるべきである。
- 特に、国家は、自国の領域で生まれた子どもであっても自国の国籍を取得できなければ無国籍になる者の国籍取得に関する定めを設けるべきである。そのような規定により、たとえば子どもが外国人である親の国籍を取得できない場合に無国籍になることを防止できる。

多くの国では、女性が子どもに国籍を継承させることが認められていない。そのような国において、父親が無国籍、不明、または子に父親の国籍を継承させることができない場合、その子どもは無国籍となる。

### この問題を回避するためには：

- 1957年既婚女性の国籍に関する条約および女性差別撤廃条約に従い、女性は自身の子の国籍に関して男性と同等の権利を享受するものとされている。自国の国籍法でこれらの原則を適用することにより、女性に対する差別および子どもが無国籍となる可能性の両

方を回避することができる。

- 各国は、自国の国籍法に、性別を理由とする差別を禁止する規定を含めるべきである。

ケニアでは2010年に新憲法が採択され、国籍を含む広範な分野で法改正が行われた。新憲法および市民権・出入国管理法には、父母がともに知れない児童に国籍を付与する規定を含め、無国籍を防止するいくつかの重要な保障措置が取り入れられた。国籍に関するすべての事柄における男女平等も規定されている。

孤児および遺棄された児童には確認できる国籍がないことが多く、婚外子も国籍を取得できないことがある。

これらの問題を回避するためには：

- ある国の領域内で発見された父母がともに知れない児童に対してはその国の国籍が付与されるべきである。この原則は、多くの国の国籍法および国籍関連の国際文書（無国籍削減条約を含む）に掲げられている。
- 国家は婚内子と婚外子を差別するべきではないという、人権条約に定められた原則を適用する（国際法では、若干の場合に異なる取扱いが認められることもある）。
- 子どもの国籍を決定するにあたっては、常に子どもの最善の利益が主として考慮されるべきである。

たとえば子どもが養親の国籍を取得できない場合など、一部の国の養子縁組実務によって無国籍が生じることもある。

これらの問題を回避するためには：

- 国家は、国際法に則り、当該国外で成立した養子縁組が国内法で承認されることを確保する規定を国内法に導入すべきである。1967年「子どもの養子縁組に関する欧州条約」は、各国に対し、自国民が養子にした子どもに対する国籍付与を容易にするよう奨励している。

## 行政実務

国籍の取得、回復、剥奪および喪失に関しては多くの行政上および手続上の問題がある。たとえある者が国籍の申請資格を有していても、過度の事務手数料がかかったり、不合理な期限が設けられていたり、必要書類を従前の国籍国が所持しているために提出できなかったりすれば、国籍を取得できないこともありうる。同様の阻害要因により、ある国の国籍を自動的に取得した者が、国籍の証明となる身分証明書類（身分証明カード、国籍証明書または旅券など）を取得できない場合もある。



この問題を回避するためには：

- 国籍の取得、保持、喪失、回復および確認に関する申請は合理的な期間内に処理されるべきである。手続はできるかぎり簡素で、かつ十分に広報されているべきである。
- 国家としては、国籍に関するすべての決定を書面で記録しておくことが一般的に望ましいとはいえ、国籍の自動的な (*ex lege*) 取得または喪失の登録（常居所を有する者が国家承継の状況において国籍を自動的に取得・喪失する場合を含む）については、宣誓供述書は要求されるべきではない。
- 国籍の取得、維持、喪失、回復または確認ならびに関連する行政審査および司法審査のための手数料は、書証に関する要件と同様に、合理的な水準で定められるべきである。

### 特に女性に影響する法律および実務

女性が外国人と婚姻すると自動的に女性の国籍上の地位が変更される国もある。そのような国では、女性が夫の国籍を自動的に取得しない場合または夫に国籍がない場合、女性は無国籍となる。

また、女性が夫の国籍を取得した後に婚姻が解消され、婚姻を通じて取得した国籍を喪失したものの元の国籍が自動的に回復されるわけではない場合にも、女性は無国籍となる。

これらの問題を回避するためには：

- 女性差別撤廃条約は、国籍の取得、変更または保持に関して女性に男性と同等の権利を与えている。同条約に掲げられた原則に従って、国籍に関する夫の地位によって自動的に妻の国籍が変更されたり、妻が無国籍になったり、夫の国籍の取得が強制されたりすべきではない。
- 女性が男性と平等な権利を有しておらず、婚姻時に国籍を自動的に喪失する国または女性が婚姻時に元の国籍を放棄しなければならない国は、婚姻が解消された場合、女性が簡単な宣言を行うことにより元の国籍を自動的に再取得できる規定を国籍法に導入すべきである。

### 国籍の自動的喪失

その国から去った者や国外に暮らす者の国籍を自動的に喪失させる国もある。国籍の撤回は出国後数カ月で行われることもありうるが、該当者に対して、自国の当局に定期的に登録を行わなければ国籍を失うリスクを通知していないという不完全な行政実務が関連していることが多い。当該者が国内で出生した者または血統により国籍を取得した者ではなく帰化した者である場合には、上記の定期的な登録でさえ国籍の撤回を避けるために十分でないことがある。このような実務の直接の結果として無国籍が生じることは多い。

この問題を回避するためには：

- 無国籍削減条約第7条(3)は、人は出国、外国での居住、登録の懈怠またはこれに類する理由に基づいて自らの国籍を失うこと、すなわち無国籍になることはないと規定する。無国籍削減条約は、帰化した国民で継続して7年以上国外に居住する者についてはこの原則の例外としている。これらの者は、適切な機関に対し、たとえば旅券の更新を通じて国籍を維持する意思を表明しなければならない。したがって各国は、国内において、また領事機関を通じて国外においても、帰化した国民に対してこのような方針を十分に告知すべきである。
- 欧州国籍条約のような比較的新しい条約は、当該者が無国籍となる場合、恒常的に外国に居住していることを理由に国家が国籍を剥奪することを禁止している。

## 国家承継に関連する原因

### 領域または主権の移譲

領域または主権の移譲は、特定の国際条約や国際原則では部分的にしか扱われていないものの、長年にわたって無国籍の原因となってきた。旧植民地が宗主国から独立するとき、国家が解体されて単一もしくは複数の新たな国家により承継されるとき、または国家の一部が分離して新たな国家を形成するときなど、国家の領域または主権に重大な変更が生じる場合、法令および実務も必然的に改められることになる。これらの出来事はいずれも、国籍に関する新たな法律・政令や行政手続の採択のきっかけとなりうるものである。このような状況のなか、新たな法令や行政手続に基づいて国籍を取得できない場合、または以前から適用されてきた法令および実務の解釈変更のために国籍を否認される場合には、無国籍者が生じうる。

これらの問題を回避するためには：

- 無国籍削減条約第10条は、締約国は、領域の移譲の結果として無国籍が生じないよう確保すべきであると規定する。国家は、かかる移譲の結果として無国籍が生じないことを確保する規定を含む二国間条約または多国間条約を締結すべきである。条約が締結されていない場合、関係国は、国籍を付与しなければ無国籍となる者には、国籍を付与すべきである。
- 実務上、国民は居住領域と関連づけられるのが一般的である。もっとも、国際条約、憲法規定および国内法のなかには、複数の承継国家のなかから国籍を選択する権利を認めているものもある。
- 国家承継条約に、国家の解体または分離が国籍にどのように影響を与えるかについて明記した規定が盛り込まれている場合もある。

- 国家承継に関連する国籍問題について国際法を法典化し、かつ発展させる必要性に応じて、国連国際法委員会（ILC）はこの問題に関する条文集を作成した。これらの条文は2001年の国連総会決議55/153の付属文書に掲載されている。その規定内容は次の通りである。
  - すべての関係国は、国家承継の日に被承継国の国籍を有していた者が国家承継の結果として無国籍とならないよう、適切な措置をとるべきである。
  - 常居を有している場所が国家承継の影響を受ける領域にある者は、国家承継の日に承継国の国籍を取得するものと推定する。
  - 承継国は、国籍を付与しなければ無国籍となる場合を除き、別の国の常居者であった者の意思に反して国籍を強制すべきではない。
  - 2以上の国の国籍を取得する資格のある者については、関係諸国は本人の意思を考慮すべきである。関係諸国はそれぞれ、自国と適切な関係を有する者が国籍を付与しなければ無国籍となる場合には、その者に対して自国の国籍を選択する権利を与えるものとする。
  - 関係諸国は、いかなる理由に基づく差別によっても、国籍の維持もしくは取得する権利または国籍を選択する権利を否定してはならない。
- 欧州国籍条約および2006年「国家承継に関連する無国籍の回避に関する欧州評議会条約」（欧州評議会条約）は、無国籍削減条約の規定およびILCの条文集に掲げられた原則の多くを盛り込んでいる。欧州国籍条約は1章を国家承継と国籍のみにあて、4つの主要な原則を強調している。
  - 個人と国家との間の結びつき
  - 承継時における当該個人の常居所
  - 当該個人の意思
  - 当該個人の出身地

欧州国籍条約はさらに、被承継国の国民ではないものの、承継国に主権が移譲される領域内に常居所を有していた者であって承継国の国籍を取得していない者は、承継国に在留する権利および国民と同一の経済的・社会的権利の享有を認められるべきであると規定している。

- 欧州評議会条約は、国家承継の場合における国籍についての具体的な証明規則を発展させた（第8条）。

「承継国は、国籍を付与するために必要な通常の証拠の要件につき、国家承継の結果として無国籍となる者または無国籍となった者にとってそのような通常の要件を充足するこ

とが合理的でない場合には、要求しないものとする。

承継国は、国家承継時に領域内に常居所を有していた者であって、国家承継の結果として無国籍となる者または無国籍となった者に対して国籍を付与する際、他の国の国籍を取得していないことの証拠を前提条件として要求しないものとする。」

第8条第1項は、国籍取得条件を満たす通常の証拠の要件を充足することが不可能または非常に困難である場合について配慮している。たとえば、住民登録簿の記録が破棄された状況下では、自らの血統に関する完全な書証を提出することができない場合がある。他にも、居住地が登録されていなかった場合、居住地に関する書証の提示ができない可能性がある。この規定はまた、証拠の提出が実行可能ではあるかもしれないが、そのような証拠を要求することが不合理である状況——たとえば証拠の提出が申請者の生命または健康を危険にさらす場合——も対象としている。証拠の提出を困難にする事情は、国家承継に直接関連しているとは限らない。このような困難は、国家承継の前後に生じた出来事——たとえば被承継国の体制下で住民登録が破棄され、または住民の特定の層に重要な書類が発給されなかった場合——の結果であることもありうる。このような場合にはいずれも、証拠や第三者の証言に高い蓋然性が認められれば、承継国の国籍取得条件を満たすのに十分であるとされなければならない。

第8条第2項は、被承継国が消滅し、その国の国籍を有していたすべての者が国家解体の結果として自動的に国籍を喪失した場合の規定である。新しい承継国が多重国籍の阻止または削減を図る場合、該当者に対し、他国の国籍を取得していないことまたは無国籍であることの証拠を求める可能性がある。しかし、他の国の国籍を有していないことまたは無国籍であることの証明は他の国家の協力如何によるためにこの要件の充足ができないことがしばしばある。国家承継の結果として、無国籍となるおそれがある者が存在する場合、承継国は、該当者に国籍を付与する際、他の国籍を有していないことまたは無国籍であることの証拠を事前に要求すべきではない。この規則は、多重国籍を認めるか否かは個々の国家が決定すべき事項である一方、無国籍の防止は国際社会の主要な関心事であるという有力な見解に基づくものである。

これらの規定は、自国の領域内で多重国籍者の人数を削減したいと考える国が、他国と協力して国籍の取得および喪失について情報交換することを妨げるものではない。多重国籍については、1930年ハーグ条約に掲げられた他国の国籍の不承認規定や、他の国籍を自発的に取得すると自動的に国籍を喪失する可能性について定めた欧州国籍条約第7.1条を通じて対応することも可能である。国家は、該当する個人に対して、他の国の国籍を有しておらず、かつ将来も取得しない旨の宣言を書面で行うよう求めてもよい。これにより、それが虚偽の宣言であったことが後に発覚した場合、国家はその者から自国の国籍を剥奪できるようになる。

## UNHCRの役割



無国籍者である朝鮮系の男性は、1993年にウズベキスタンからウクライナに移住してウクライナの女性と10年以上暮らしているが、婚姻登録を行えていない。 ©UNHCR/Greg Constantine, 2010



UNHCRは、1950年に活動を開始して以来、無国籍の問題および無国籍者に関わってきた。UNHCRは、難民を保護し、難民が自己の窮状に対する解決策を見出せるよう援助する任務を国連から委ねられた機関である。これまでにUNHCRが支援してきた難民の多くは、無国籍者でもあった。実際、この数十年の間に、国家による保護の喪失・拒否と国籍の喪失・否認との間に関連性があることは十分に立証されている。また、いずれかの国の国籍を有することおよび国籍に本来的に伴う諸権利を行使できることが、人の非自発的な強制移動を防ぐのに役立つことも一般的に理解されるようになった。1995年以降、UNHCRの任務は国連総会によって拡大され、より幅広く、難民ではない無国籍者ならびに無国籍の防止および保護に関する責任も含まれるとされている。これらの決議は世界全体を対象とするものであり、UNHCRの活動を無国籍諸条約の締約国に限定するものではない。

## UNHCRはどのようにして無国籍の問題と関わるようになったのか？

この間、無国籍の削減および無国籍者への支援に関するUNHCRの役割は拡大してきた。無国籍の分野におけるUNHCRの活動の委任は、国連総会の諸決議によって、またUNHCR自身の運営機関である執行委員会の勧告を通じて行われている。執行委員会は、難民問題の解決策の発見に明らかな関心を有していることを根拠として国連経済社会理事会（ECOSOC）により選出された国々——2014年現在87カ国——の代表から構成されている。

無国籍削減条約第11条は、「本条約の利益を請求する者が、その請求の審査およびその請求を適当な機関に提出する場合の援助を申請する組織」の創設を求めている。無国籍削減条約が1975年に発効すると、国連総会はUNHCRにこの役割を担うよう要請した。無国籍者地位条約については、国連総会も支持した2006年の執行委員会結論第106号が、UNHCRに対し、「1954条約の規定の一貫した実施を確保する目的で、同条約の実施に関する技術的助言をUNHCRが締約国に対して提供」するよう求めている。

1995年、執行委員会は無国籍の問題に関する包括的な指針を採択した——無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論（結論第78号）である。無国籍に関するこの1995年の執行委員会結論は、「UNHCRに対し、無国籍者のために行う活動を……継続するよう奨励」とともに、「UNHCRに対し、1954年無国籍者の地位に関する条約および1961年無国籍の削減に関する条約……への加入を積極的に促す……よう要請」している。この執行委員会結論はまた、UNHCRに対し、「情報の普及ならびに職員および政府係官の研修により無国籍の防止および削減を促し、その他の関係組織との協力を拡充する」ことも要請している。

1996年には国連総会が決議（A/RES/50/152）を採択して、難民高等弁務官に対し、無国籍者のために行う活動を継続し、かつ無国籍者地位条約および無国籍削減条約への加入ならびにその実施を促進するよう、同様に奨励している。同決議はまた、UNHCRに対し、「国籍法の作成および運用に関連する技術的援助および助言に関心のある国々に提供する」ことも要請している。

同決議で、国連総会は、「国籍の取得、放棄または喪失を規律する法令を定める各国の権利を



同時に認識しつつ、各国に対し、特に、国籍の恣意的な剥奪を防止し、かつ、事前に他の国籍を保持または取得しないまま国籍を放棄することを認める規定を削除することにより、国際法の基本的原則に適合した、無国籍の削減を目的とする国籍法を採択するよう呼びかけ」ている。

2002年にUNHCR執行委員会から支持され（結論第92号〔LIII〕a）、かつ国連総会によって歓迎された「難民保護への課題」（Agenda for Protection）のなかで、無国籍は人の強制移動および難民発生の根本的原因のひとつとして認識されている。

長年にわたって未解決のまま先が見えない状況を抱えている無国籍者の人数が容認しがたいほど多いことへの懸念から、2004年、執行委員会はUNHCRに対し、このような状況への解決策を見出すために関連諸国と協働するうえでいっそう積極的な役割を果たすよう求めた。

2006年には、国連総会が、「無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護」に関する執行委員会結論第106号を支持した。この結論は、特に、UNHCRが次のような取り組みを行う必要性を確認するものである。

- 無国籍の集団および国籍未認定の集団を特定するために各国政府と協働すること。
- 無国籍を防止する保障措置の採用および実施に関連して、また国籍の恣意的な否定または剥奪から生じる無国籍を防止する目的で、各国に対して技術上および運用上の支援を提供すること。
- 特に無国籍が長期化している状況において、無国籍の削減に関して各国を援助するために他の国連機関と協力すること。
- 無国籍者を特定し、記録し、かつ無国籍者に何らかの地位を付与するための適当なメカニズムについて政府の担当者に研修の機会を提供すること。

2006年以降、国連総会の諸決議ではUNHCRの任務の4つの側面、すなわち無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護が強調されてきている。

## UNHCRは無国籍の問題に対応するために何を行っているか？

UNHCRは、国籍法の起草および運用に関して各国政府を支援し、政府関係者を対象とする研修を実施するとともに、住民の多数が無国籍であるか国籍未認定である国に対しては国籍法に関する憲法規定についてコメントを行っている。2011年から2012年にかけて、UNHCRは71カ国の国籍法改正を推進し、また41カ国に対してこの点に関わる技術的助言を提供した。

UNHCRは、国籍法が強制移動をもたらさず、かつ無国籍を生じさせるおそれのある規定を含まないことを確保するため、各国議会と協働している。この点については、UNHCR「無国籍に関するガイドライン4」でさらに詳しい指針が示されている。

UNHCRは、無国籍の削減および無国籍者の保護のニーズを満たすために国連加盟国がとっ

た措置について、初の世界規模の調査を行った。この調査により、世界のどの地域も無国籍と無縁ではなく、また国際社会および国内社会の双方において、依然として立法や政策上の深刻な欠陥が残っていることが明らかになった。

UNHCRは、国籍取得キャンペーンを支援しており、その過程で、長期間常居所を有している国の国籍を無国籍者が取得することがその国家によって認められてきている。

UNHCRは、無国籍である個人または集団のための解決策を見出す努力の一環として関係諸国と協議することにより、無国籍者の直接支援も行っている。UNHCRは、関係国が当該無国籍者の法的地位を明確にするよう奨励するとともに、国籍を付与しなければ当該個人または当該集団が無国籍になる場合には、彼らと当該国家との正当なつながりを承認するよう働きかけている。

国籍上の地位の問題が解決されるまでの間、無国籍者は居住国において最低限の権利を享受する資格を有する。UNHCRは、無国籍者の最低限の権利義務を定めた無国籍者地位条約の実施を唱道するとともに、各国が必要に応じ、かつ資源が許す範囲で無国籍者のための保護や援助計画を実施するにあたり、支援を行っている。UNHCR『無国籍者保護ハンドブック』は、この点についてのさらなる指針を提示している。

## UNHCRとともに無国籍関連の問題に対応している機関としては他にどのようなものがあるか？

UNHCRとともに無国籍に対応している主な国連機関は人権高等弁務官事務所、UNICEFおよびUN Womenである。UNHCRは、国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）および世界食糧計画（WFP）とともに、疎外されたコミュニティが国内社会に（再）統合するのを支援するための居住、教育または所得を生み出すプログラムを共同実施することもある。

上記の国連機関に加え、UNHCRは、自由権規約委員会、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会、人権理事会および関連の国連の特別手続など、国籍をもつ権利を保障する関連の国連条約機関とも緊密に連携しながら活動している。

UNHCRは、欧州評議会、欧州安全保障協力機構、米州機構、アフリカ連合、アラブ連盟およびイスラム諸国会議機構などの地域機関と協力している。UNHCRは、国籍に関する欧州条約および国家承継に関連する無国籍の回避に関する議定書案を作成した欧州評議会国籍委員会にも参加した。

非政府組織も、現場におけるUNHCRのプログラムの推進役として、またその活動の展開を支援するうえで、UNHCRと緊密に協働している。

UNHCRは、無国籍に関連する国際法規範についての議員の認識を高め、無国籍の防止につながりうる豊富な勧告および模範的実践例への注意を喚起するために、列国議会同盟（IPU）と緊密に協力している。IPUは、国籍を剥奪された者のために国籍をもつ権利を確保しながら無国籍の根絶にも役に立つような国籍法を採択するよう議員に奨励するとともに、二重国籍または多

重国籍について扱う条約のために意図せずして無国籍が生じることがないようにするための支援を行っている。

## 優れた実践例：スリランカ

世界的に有名なスリランカ紅茶を生産する労働者は、そのほとんどがインド系である。公式な呼称は「近年来住インド系タミル人」(Tamils of Recent Indian Origin) であるが「高地タミル人」(Up-Country Tamils) と呼ばれるほうが一般的である。これらの労働者は、1815年から1948年まで、この島国を支配していた英国政府によってインドから当時のセイロンに連れてこられた人々の子孫である。スリランカが独立を獲得した1948年から1984年までは、インド・スリランカ間のさまざまな協定によってこれらの労働者の法的地位が決定されてきた。立法上の取り決めまたは2国間の取り決めによって、いずれかの国の国籍を付与された高地タミル人もいる。しかし、多くは国籍を有しておらず、ゆえに基本的権利もなかった。スリランカまたはインドの国籍を取得する手続きにアクセスすることさえできない者もいた。

1982年、インド政府はスリランカ政府に対し、高地タミル人に関するこれまでの協定は実施期間満了のため今後は拘束力を有しないとする見解を通告した。この日以降、無国籍であった高地タミル人は実質的にインドまたはスリランカの国籍を取得することができないことになった。

労働組合であり政党であるセイロン労働者会議は、何年もの間、高地タミル人の権利のためにロビー活動を行った。これに応じて、スリランカ議会は「インド系の者に関する国籍付与法」を起草し、2003年10月に全会一致で可決した。この法律は、以下のいずれかに該当するインド系の者に自動的に国籍を付与するものである。

- 1964年10月30日以降スリランカに永住している者
- 1964年10月30日以降スリランカに永住している者の子孫であってスリランカに居住している者

同法の採択後、長官官房、UNHCRおよびセイロン労働者会議は新法に関する情報の普及を開始した。タミル語、英語およびシンハラ語のメディアが、この法律および国籍の申請方法・場所に関する情報とともに新聞記事を掲載し、またラジオ・テレビでスポット広告を流した。

内務大臣および出入国管理局監査官によって立案された行政手続は単純で簡素化され、かつ公正なものである。無国籍者を対象として、2種類の手続が定められた。

- インドによる1982年の宣言後に失効したインド旅券の所持者は、スリランカ国籍を自発的に取得する意思を表明しなければならない。この意思表示は世帯主によって行われるのが通例である。その後、この意思を記載した文書に出入国管理当局が副署

しなければならない。承認が行われると世帯員全員に国籍が付与される。

- 身分証明書類を持たない者は書面で宣言を行わなくてもよいが、特別宣言書への署名が奨励される。この宣言書に政府係官の副署を受ければ、身分証明書類の取得がより容易になる。

いずれの手続きも無料であり、申請期限もない。2003年12月、UNHCRおよびセイロン労働者会議は、500人以上のボランティアを対象として1日ワークショップを開催した。ボランティアはその後、紅茶プランテーション地域一帯に散らばる50の移動申請センターで活動し、無国籍者の国籍申請を受け付けることになっていた。ボランティアは、無国籍に関する基本的事実、1948年以降可決されたさまざまな関連の法律、そして新法とその資格基準についてのトレーニングを受けた。

2003年12月、移動申請センターのスタッフは10日間の日程で国籍申請を受け付けた。UNHCRはこのキャンペーンに資金を拠出するとともに、申請者が十分な情報に基づく自発的な決定を行っていることを確保するため、手続きのモニタリングを行った。月末までに約19万人の世帯主がスリランカ国籍を取得した。

2004年7月～8月には2回目の、前回より小規模なキャンペーンがスリランカ東北部で実施された。2000人以上の無国籍者が国籍を申請し、付与された。その後も、若干名の高地タミル人が、地元地区の政府係官を通じて、またはコロンボにある公安法務秩序省の国籍局を通じて国籍を申請し、付与されている。

## UNHCRの活動資金は誰が拠出しているか？

UNHCRは、活動資金のほぼすべてを任意拠出金に頼っている数少ない国連機関のひとつである。UNHCRの年間予算の約5パーセントは国連通常予算に対する分担金から拠出されるが、残りは各国政府、個人および民間セクターの任意拠出金である。

2013年の初めの時点でUNHCRの援助対象者は3580万人いた。UNHCRの2012年予算は43億米ドルで、そのうち6200万ドルが無国籍関連の活動に充てられた。

2012年には、UNHCRは資金の77パーセントを10カ国の政府ドナーから受領した。同時に、主にヨーロッパ、オーストラリア、日本、カタールおよびアメリカの民間セクターから1億3千万ドルを受領している。非政府組織（NGO）も、一部の活動のためにUNHCRに代わって公的アピールを行うことにより、UNHCRの年間予算に貢献している。近年は、ラジオ、テレビ、新聞その他のメディアを通じて公衆の意識啓発を図る協調のとれた努力の結果、民間セクターおよびNGOからの寄付が増加している。

## 議員はどのように貢献できるか



2008年の Bangladesh 高等法院決定により、この少年たち（モハンマドプール、ダッカ在住）のようなウルドゥー語系民族は Bangladesh 国民であることが確認された。高等法院は、Bangladesh 政府にウルドゥー語系民族の権利を回復し、かつ国籍証明書の発給および有権者登録を行うよう勧告した。©UNHCR/S.L. Hossain, 2013

議員は、その特殊な立場から、無国籍削減の支援、また無国籍者が国際法に定められている権利の享受および義務の履行の確保に関し、他に類がない有利な立場にある。議員としてできることは、国籍法を再検討し国際基準に合致するように整備すること、無国籍者地位条約および無国籍削減条約への加入を支持すること、無国籍の削減または根絶および無国籍者の事案の解決を唱道することなど、いくつかの方法が挙げられる。

### 無国籍に関する国内法を再検討するにあたり、議員は何に注意すべきか？

- 自国が当事国となっている関連の国際条約または地域条約を検討する。また、国内法で参照されている条約および宣言を精査する（この作業は国内法上の枠組みの解釈に役立つはずである）。
- 多くの国では国籍に関する規定が複数の異なる法律文書に組み込まれているため、憲法、国籍法および政令のほか、国の法令と国による法解釈を明らかにしてくれる可能性がある国内法のすべての法源を精査する。
- 国家承継の場合に採択された二国間・多国間協定を精査する。
- 国内法上の枠組みを再検討するにあたっては、国籍の剥奪、放棄または喪失の結果として無国籍が生じるのを防止するための保障措置がとられ、かつ国が組織的な運用を確保しているか否か、確認する。

国内法の枠組みを再検討するにあたっては、次の設問への回答を試みる。

#### 国籍の取得について

- 特に父親が国籍を有していない場合、不在である場合、または子どもに国籍を継承できない場合に、子どもは母親の国籍を取得できるか？
- 国籍法は、領域内で生まれた子どもであってその国籍を付与しなければ無国籍となる者の国籍取得について規定しているか？
- 差別禁止の原則は国籍に関する規則にも適用されているか？
- 国家承継の結果として創設された国の場合、被承継国の国民に国籍を付与するか否かを決定するにあたり、最低限、国家承継の時点での当該者の常居所、当該者の意思および当該者の出身領域が考慮されているか？

#### 国籍の喪失および剥奪について

- 婚姻上の地位その他の社会的地位の変更に關する規定は、無国籍が回避されることを確保するものとなっているか？
- 国籍はどのように喪失されるか？ 無国籍の防止が想定されているか？



- 国籍の放棄にあたり、他の国の国籍を取得していることまたはその保証があることが条件とされているか？
- ある者が外国で帰化申請を行った場合に、他の国の国籍取得に関していかなる保証も得られていないとしても当該者の国籍上の地位は変更されるか？
- 国籍の剥奪が可能である場合、剥奪の理由は明確に定められているか？ 国籍剥奪によって無国籍は生じうるか？ 手続保障は設けられているか？

### 国籍の回復について

- 元国民であって領域内に合法的に常居所を有している者の国籍の回復は簡易化されているか？
- 婚姻上の地位その他の地位の変更のために取得していた国籍を喪失した者は、以前に保持していた国籍を回復できるか？ その場合、国籍は自動的に回復されるか、または当該者が無国籍となってから申請しなければならないか？ 手続保障は設けられているか？

### 帰化について

- 外国人が帰化申請をする場合、従前の国籍を正式に放棄したことの証明を要求されるか？ それとも、新たな国籍の取得と同時に従前の国籍から離脱する保証があれば十分か？
- 帰化手続および帰化要件は明確に定められているか？
- 手続の長期化、過度の手数料、申請者が提出できない書類の要求、申請者が守ることのできない短期の期限など、無国籍につながりうる行政実務が行われていないか？

### 身元および国籍の証明手段の取得について

- 出生登録の行政手続はどのようになっているか？ 実際に運用されているか？ 出生登録の期限が定められている場合、期限後も出生登録を行えるか？
- 手続の長期化、過度の手数料、申請者が守ることのできない短期の期限など、国籍証明を取得しにくくさせる可能性がある行政実務が行われていないか？

### 国家はなぜ無国籍者地位条約および無国籍削減条約に加入すべきか？

各国内において、無国籍者地位条約および無国籍削減条約への加入には次のような意味がある。

- 国家にとって、国際社会で承認された人権基準および人道的基準（国籍をもつ権利を含む）に従って無国籍者を取り扱うという決意を表明する方法のひとつとなる。
- 無国籍者が、安全に、かつ尊厳をもって生活できるよう、いずれかの国家による保護に確実にアクセスできるようになる。

- 領域内の無国籍者を特定し、かつ、身分証明書類や旅行証明書の発給等を通じて、無国籍者の権利を確保するための枠組みができる。
- 無国籍を回避するための世界共通の保障措置を承認することにより、国籍について制定する国家主権が侵害されることなく、世界中で国籍取得の制度が異なることから生じる差異に各国が対応できるようになる。
- 無国籍者の排除および阻害が起きないようにすることにより、治安と安定の増進につながる。

国際基準として、無国籍者地位条約および無国籍削減条約への加入には次のような意味がある。

- 無国籍の削減・根絶に関して国際社会と協力するという決意表明になる。
- 「無国籍者」の国際法上の地位および保護のための共通の国際的枠組みの承認を促進することになり、無国籍に対する各国の対応の透明性および予見可能性が高まる。
- 国際関係および国際的安定が強化される。
- 無国籍の原因に取り組むことにより、移動を強いられる人の発生を防止することに役立つ。
- 両条約に掲げられた原則の遵守についてUNHCRが国際社会からの支持を動員することに役立つ。
- 国籍関連の紛争解決に役立つ。

## 国家はどのようにして両条約に加入するのか？

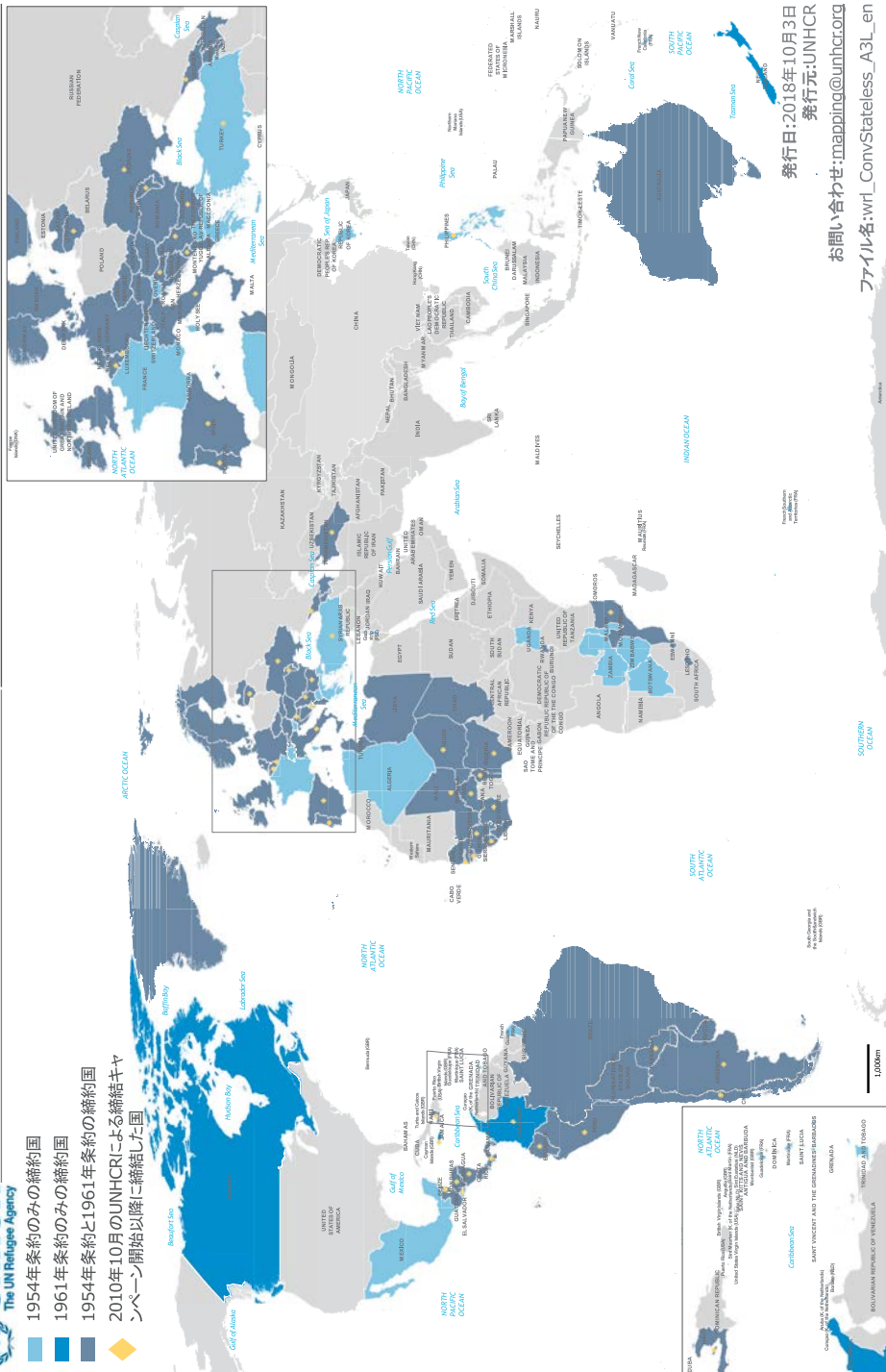
国家は、国連事務総長に加入文書を寄託することにより、いつでも無国籍者地位条約および無国籍削減条約に加入することができる。加入文書は、国家元首、政府の長または外務大臣が署名したうえで、当該国の代表を通してニューヨークの国連本部に送達しなければならない。（加入文書例については附録3を参照。）

## 国家は両条約に留保を付することができるか？

両条約は、批准または加入時点で個々の国家に特定の条件が適用される可能性があることを認め、原締約国によって条約の根幹をなすものと判断された規定を除き、条約の規定に留保を付すことを認めている。

- 無国籍者地位条約：第1条（定義・除外条項）、第3条（差別禁止）、第4条（宗教の自由）、第16条(1)（裁判を受ける権利）および第33条から第42条（最終条項）を除いて留保が認められている。
- 無国籍削減条約：第11条（機関）、第14条（国際司法裁判所への紛争の付託）または第15条（締約国に責任がある領域）に関してのみ留保が認められている。

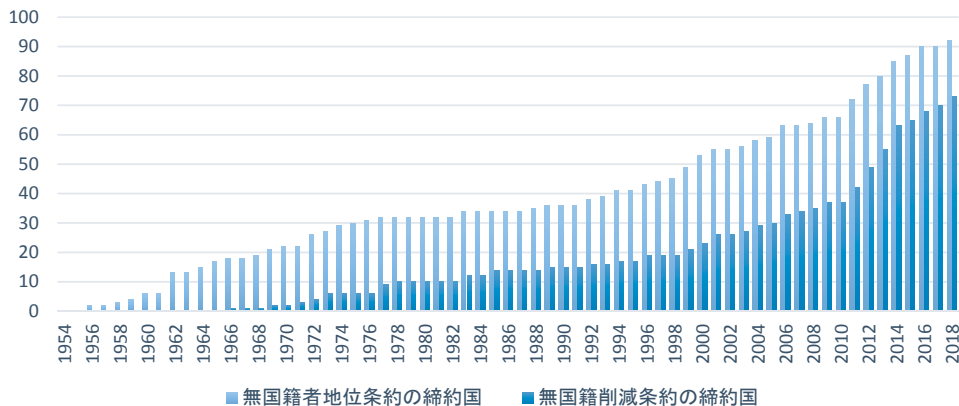
- 1954年条約のみの締結国
- 1961年条約のみの締結国
- 1954年条約と1961年条約の締結国
- ◆ 2010年10月のUNHCRによる締結キャンペーン開始以降に締結した国



発行日:2018年10月3日  
発行元:UNHCR  
お問い合わせ: [mapping@unhcr.org](mailto:mapping@unhcr.org)

ファイル名:wirl\_ConvStateless\_A31\_en  
この地図に用いられている国境や名前、称号は、国連の正式な承認や受諾を示すものではありません。

## 1954年無国籍者地位条約・1961年無国籍削減条約への加入国数の増加



### 議員は両条約の効果的な実施をどう確保するか？

多くの国では、2つの無国籍条約の規定を効果的に実施できるよう国内法の採択や改正をしなければならない。UNHCRは各国に対し、各国特有の伝統的な法概念および資源を国際的な義務に対応させるよう専門的助言を提供することができる。

### 議員は自国政府が両条約に加入するのを奨励するために実際にどのような措置をとることができるか？

- 自国が2つの無国籍条約のいずれかまたは両方の締約国であるかどうか確認する。
- 自国がまだ両文書に加入していない場合、政府に対する口頭もしくは書面での質問または議員立法の採択を検討する。
- 条約の批准または加入の承認案件が議会に提出された場合、合理的な期間内に必要な情報を検討した後、加入に賛成票を投じる。
- 合理的な期間内に政府が案件を議会に提出しない場合、議会の手続を利用して政府にその理由を質すとともに、遅滞なく批准・加入手続を開始するよう促す。
- 自国が、2つの無国籍条約のいずれかまたは両方に署名しているが批准の手続が遅れている数少ない国のひとつである場合、議会の手続を利用して政府に遅延の理由を質すとともに、手続を速やかに進めるよう促す。議案提出権を利用してこの案件についての法案を提出する。
- 政府が批准・加入に反対する場合、その理由の詳しい説明を試みる。必要であれば、疑

念や誤解を払拭するのを支援するとともに、政治的なネットワークを駆使して手続の迅速化を図る。有権者に対し、批准・加入の正当性を広めるための働きかけを行う。

- 他国の分割または崩壊によって生まれた国の議員である場合、旧国家が加入していた条約は新国家を自動的に拘束するわけではない。新国家は旧国家の条約上の義務を引き継ぐこともできれば、新国家として条約に新たに加入することも、旧国家が締結した条約には拘束されない旨の意思表示を行うこともできる。
- 両無国籍条約への批准・加入後は、両無国籍条約の規定に一致する国内法を議会が採択するよう動く。議会の手続を利用し、政府が合理的な期間内に法律案または現行法の修正案を議会に提出するよう取り計らう。
- 政府から議会に送付された批准・加入承認案件に、条約の適用範囲を限定する留保、異議または解釈宣言が付されていて、なおかつそのような限定に根拠がないことを確認した場合、党派的利益やその場の利益ではなく一般的利益を推進する。
- 条約加入時に政府が行った条約の適用範囲を限定する留保、異議または解釈宣言が妥当性を失っている場合、議会の手続を利用して政府の意図を質すとともに、かかる制限の撤回のために行動する。
- 批准・加入について、また無国籍条約に掲げられた原則に一致する国内法の起草について助言および支援が必要な場合、自国にある（または自国を担当している）UNHCR事務所と連絡をとる。

## 議員はどのようにして無国籍の問題への関心を高められるか？

国の法律の草案に責任を負う議員は、無国籍の削減または根絶を唱道し、無国籍者の権利保障を確保するのに格好の立場にある。議員は自国政府が国際基準に合致する法律を採択するよう促すだけでなく、有権者の支持も得なければならない。市民社会は、無国籍に関連する諸問題を理解したときに初めて、これらの問題を解決しようとする議員の努力を支持してくれるだろう。

議員は、無国籍に関する演説および国籍法の重要性に関する演説を行ったり、無国籍を根絶する必要性を述べた新聞記事を提供したり、無国籍者を支援するNGOその他の市民社会関係者と協力したり、該当する場合には個別の無国籍ケースの迅速な解決のための働きかけを行ったりすることにより、有権者の無国籍に関する意識を高めることができる。

議員は、国家を構成する国民集団の一部となるマイノリティその他のグループの権利を促進し、また無国籍者を国民として受け入れられることにつながるようなコミュニティ相互間の対話を推進することにより、無国籍の状況を解決することができる。

## 議員はこの問題に関する国際協力を促すために何ができるか？

世界における無国籍の件数を削減するためには、国際協力が不可欠である。議員は、自国の政府が無国籍を削減・根絶するためのあらゆる国際的取り組みに、また個別の無国籍ケースを解決するためのあらゆる努力に、十分に参加することを確保すべきである。

議員は、近隣諸国の議員を招いて国籍法の地域的検討を行うことを考慮することもできる。各国の国籍法を調和させることは無国籍者数を削減するための良策である。



# 附録1

## 無国籍者の地位に関する条約の締約国

効力発生：1960年6月6日

締約国数（2018年10月1日現在）：91

国名	署名	批准(r)・加入(a)・承継(s)
アイルランド		1962年12月17日 a
アゼルバイジャン		1996年8月16日 a
アルジェリア		1964年7月15日 a
アルゼンチン		1972年6月1日 a
アルバニア		2003年6月23日 a
アルメニア		1994年5月18日 a
アンティグア・バーブーダ		1988年10月25日 s
イスラエル	1954年10月1日	1958年12月23日 r
イタリア	1954年10月20日	1962年12月3日 r
ウガンダ		1965年4月15日 a
ウクライナ		2013年3月25日 a
ウルグアイ		2004年4月2日 a
英国	1954年9月28日	1959年4月16日 r
エクアドル	1954年9月28日	1970年10月2日 r
エルサルバドル	1954年9月28日	2015年2月9日 r
オーストラリア		1973年12月13日 a
オーストリア		2008年2月8日 a
オランダ	1954年9月28日	1962年4月12日 r
韓国		1962年8月22日 a
ガンビア		2014年7月1日 a
ギニア		1962年3月21日 a
ギニアビサウ		2016年9月19日 a
ギリシャ		1975年11月4日 a
キリバス		1983年11月29日 s
グアテマラ	1954年9月28日	2000年11月28日 r
クロアチア		1992年10月12日 s
コートジボワール		2013年10月3日 a
コスタリカ	1954年9月28日	1977年11月2日 r
ザンビア		1974年11月1日 s

国名	署名	批准(r)・加入(a)・承継(s)
シエラレオネ		2016年5月9日 a
ジョージア		2011年12月23日 a
ジンバブエ		1998年12月1日 s
スイス	1954年9月28日	1972年7月3日 r
スウェーデン	1954年9月28日	1965年4月2日 r
スペイン		1997年5月12日 a
スロバキア		2000年4月3日 a
スロベニア		1992年7月6日 s
スワジランド		1999年11月16日 a
セネガル		2005年9月21日 a
セルビア		2001年3月12日 s
セントビンセント・グレナディーン		1999年4月27日 s
チェコ共和国		2004年7月19日 a
チャド		1999年8月12日 a
中国（香港について）*		
チュニジア		1969年7月29日 a
チリ		2018年4月11日 a
デンマーク	1954年9月28日	1956年1月17日 r
ドイツ	1954年9月28日	1976年10月26日 r
トリニダード・トバゴ		1966年4月11日 s
トルクメニスタン		2011年12月7日 a
トルコ		2015年3月26日 a
ナイジェリア		2011年9月20日 a
ニカラグア		2013年7月15日 a
ニジェール		2014年11月7日 a
ノルウェー	1954年9月28日	1956年11月19日 r
ハイチ		2018年9月27日 a
パナマ		2011年6月2日 a
パラグアイ		2014年7月1日 a
バルバドス		1972年3月6日 s
ハンガリー		2001年11月21日 a
フィジー		1972年6月12日 s
フィリピン	1955年6月22日	2011年9月22日 r

\*中国は、香港に対する主権行使再開後、事務総長に対し、本条約との関連で香港が有している国際法上の権利義務についての責任は中華人民共和国政府が担う旨、通告した。

国名	署名	批准(r)・加入(a)・承継(s)
フィンランド		1968年10月10日 a
ブラジル	1954年9月28日	1996年8月13日 r
フランス	1955年1月12日	1960年3月8日 r
ブルガリア		2012年3月22日 a
ブルキナファソ		2012年5月1日 a
ベナン		2011年12月8日 a
ベリーズ		2006年9月14日 a
ベルー		2014年1月23日 a
ベルギー	1954年9月28日	1960年5月27日 r
ボスニア・ヘルツェゴビナ		1993年9月1日 s
ボツワナ		1969年2月25日 s
ボリビア		1983年10月6日 a
ポルトガル		2012年10月1日 a
ホンジュラス	1954年9月28日	2012年10月1日 r
マケドニア		1994年1月18日 s
マラウイ		2009年10月7日 a
マリ		2016年5月27日 a
メキシコ		2000年6月7日 a
モザンビーク		2014年10月1日 a
モルドバ共和国		2012年4月19日 a
モンテネグロ		2006年10月23日 s
ラトビア		1999年11月5日 a
リトアニア		2000年2月7日 a
リビア		1989年5月16日 a
リヒテンシュタイン	1954年9月28日	2009年9月25日 r
リベリア		1964年9月11日 a
ルーマニア		2006年1月27日 a
ルクセンブルク	1955年10月28日	1960年6月27日 r
ルワンダ		2006年10月4日 a
レソト		1974年11月4日 s

## 無国籍者の地位に関する条約に署名したが未批准の国

国名	署名
コロンビア	1954年12月30日
バチカン	1954年9月28日

## 附録2

### 無国籍の削減に関する条約の締約国

効力発生：1975年12月13日

締約国数（2018年10月1日現在）：73

国名	署名	批准(r)・加入(a)・承継(s)
アイルランド		1973年1月18日 a
アゼルバイジャン		1996年8月16日 a
アルゼンチン		2014年11月13日 a
アルバニア		2003年7月9日 a
アルメニア		1994年5月18日 a
イタリア		2015年12月1日 a
ウクライナ		2013年3月25日 a
ウルグアイ		2001年9月21日 a
英国	1961年8月30日	1966年3月29日 r
エクアドル		2012年9月24日 a
オーストラリア		1973年12月13日 a
オーストリア		1972年9月22日 a
オランダ	1961年8月30日	1985年5月13日 r
カナダ		1978年7月17日 a
ガンビア		2014年7月1日 a
ギニア		2014年7月17日 a
ギニアビサウ		2016年9月19日 a
キリバス		1983年11月29日 s
グアテマラ		2001年7月19日 a
クロアチア		2011年9月22日 a
コートジボワール		2013年10月3日 a
コスタリカ		1977年11月2日 a
コロンビア		2014年8月15日 a
シエラレオネ		2016年5月9日 a
ジャマイカ		2013年1月9日 a
ジョージア		2014年7月1日 a
スウェーデン		1969年2月19日 a
スペイン		2018年9月25日 a
スロバキア		2000年4月3日 a
スワジランド		1999年11月16日 a
セネガル		2005年9月21日 a
セルビア		2011年12月7日 a
チェコ共和国		2001年12月19日 a
チャド		1999年8月12日 a
チュニジア		2000年5月12日 a
チリ		2018年4月11日 a

国名	署名	批准(r)・加入(a)・承継(s)
デンマーク		1977年7月11日 a
ドイツ		1977年8月31日 a
トルクメニスタン		2012年8月29日 a
ナイジェリア		2011年9月20日 a
ニカラグア		2013年7月29日 a
ニジェール		1985年6月17日 a
ニュージーランド		2006年9月20日 a
ノルウェー		1971年8月11日 a
ハイチ		2018年9月27日 a
パナマ		2011年6月2日 a
パラグアイ		2012年6月6日 a
ハンガリー		2009年5月12日 a
フィンランド		2008年8月7日 a
ブラジル		2007年10月25日 a
ブルガリア		2012年3月22日 a
ブルキナファソ		2017年8月3日 a
ベナン		2011年12月8日 a
ベリーズ		2015年8月14日 a
ペルー		2014年12月18日 a
ベルギー		2014年7月1日 a
ボスニア・ヘルツェゴビナ		1996年12月13日 a
ボリビア		1983年10月6日 a
ポルトガル		2012年10月1日 a
ホンジュラス		2012年12月18日 a
マリ		2016年5月27日 a
モザンビーク		2014年10月1日 a
モルドバ共和国		2012年4月19日 a
モンテネグロ		2013年12月5日 a
ラトビア		1992年4月14日 a
リトアニア		2013年7月22日 a
リビア		1989年5月16日 a
リヒテンシュタイン		2009年9月25日 a
リベリア		2004年9月22日 a
ルーマニア		2006年1月27日 a
ルクセンブルク		2017年9月21日 a
ルワンダ		2006年10月4日 a
レソト		2004年9月24日 a

## 無国籍の削減に関する条約に署名したが未批准の国

国名	署名
イスラエル	1961年8月30日
ドミニカ共和国	1961年12月5日
フランス	1962年5月31日

## 附録3

### 1954年無国籍者の地位に関する条約加入書ひな型

無国籍者の地位に関する条約は、1954年9月28日に全権者会議により採択され、同条約第35条に従って加入のために開放されており、

第35条第4項において、同条約への加入は国連事務総長への文書の寄託によって効力が生じると規定されているところ、

下記に署名した〔国家元首、政府首長または外務大臣の役職〕は、20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、〔\_\_\_\_〕において、〔国名〕の同条約への加入をここに通知する。

〔国家の印章、および  
該当する場合は  
保管者の署名〕

〔元首、政府首長  
または  
外務大臣の署名〕



## 1961年無国籍の削減に関する条約加入書ひな型

無国籍の削減に関する条約は1961年8月30日に全権者会議により採択され、第16条に従って加入のために開放されており、

また、第16条第4項において、同条約への加入は国際連合事務総長への文書の寄託によって効力が生じると規定されているところ、

下記に署名した〔国家元首、政府首長または外務大臣の役職〕は、20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、〔\_\_\_\_〕において、〔国名〕の同条約への加入をここに通知する。

〔国家の印章、および  
該当する場合は  
保管者の署名〕

〔元首、政府首長  
または  
外務大臣の署名〕

# IPUとUNHCRの概要

## IPU

列国議会同盟 (IPU) は各国の議会 (国会) から成る国際的な組織である。政治対話と具体的な行動を通じて、平和の擁護および肯定的な民主的変革の推進のために活動している。世界中の国会をとりまとめる唯一の国際組織として、IPUは、議会の構成員であるという独特の立場を通じて民主主義と平和を促進している。

IPUは、議会の代表制、透明性、説明責任および実効性を高めることにより、民主的任務を遂行する議会の能力の強化に取り組んでいるが、これを支えているのは、ジェンダーの平等、人権、開発ならびに平和および国際安全保障に焦点をあてる姿勢である。

IPUは、国レベルで取り組まなければならない諸問題に関して、最も目的に適合した実際的な最新情報を議員が入手できるようにするため、国連およびその専門機関を含む諸パートナーとしばしば協働している。

構成が常に入れ替わっている世界中の約47,000名の議員集団に働きかけることは、政策および法律の変革を活性化させようとするいかなる努力にとっても決定的重要性を有する。IPUは、主として会員が拠出する資金によって運営される、独立の自治機関である。1889年に創設され、会員として164カ国の国内議会を、また準会員として10の地域議会機関を擁するIPU(2014年現在)は、民主主義を求める世界的な潮流を反映して、今なお拡大を続けている。

## UNHCR

UNHCRに委ねられている任務は、難民保護および世界の難民問題の解決のための国際的活動を主導・調整することである。UNHCRは、他国に庇護を求め、かつ安全な避難場所を与えられる権利および自国に自発的に帰還する権利をすべての者が行使できるように努めている。UNHCRは、難民の自国への帰還や他国における定住を支援することにより、難民の苦境への恒久的な解決策を追求している。

また、UNHCR執行委員会と国連総会は、無国籍者を支援する任務をUNHCRに委ねるとともに、国内避難民を支援する権限も認めてきた。

UNHCRは、人権の保護と紛争の平和的解決に資する条件の創出を各国および諸機関に奨励することにより、人の強制的な移動の削減を追求している。

UNHCRは、難民その他の者に対し、そのニーズに基づき、かつ人種、皮膚の色、宗教、政治的意見またはジェンダーにかかわらず、公平に保護および援助を提供している。UNHCRは参加の原則を重視しており、難民の生活に影響を及ぼすあらゆる決定について難民自身に意見を求めている。UNHCRは各国政府、地域機関、国際機関および非政府組織と連携して活動している。

©列国議会同盟 (IPU) 2018

発行：列国議会同盟（国連難民高等弁務官（UNHCR）事務所との共同発行）

著作権をすべて留保する。この出版物のいかなる部分も、列国議会同盟または国連難民高等弁務官事務所による事前の許諾を受けることなく、複製し、検索システムに保存し、またはいずれかの形式もしくは手段——電子的手段、機械的手段、写真複写、録音その他——によって伝達してはならない。

この出版物は、次の条件のもとで配布される。すなわち、出版者の事前の同意を得ることなく、原著と異なる態様の製本または表紙により、かつ同様の条件（当該条件をその後の出版者に課すことを含む）を付すことなしに、商業取引またはその他の方法により無償もしくは有償で貸与され、販売されまたは他の形態により配布されてはならない。

日本語版 2018年12月 初版発行

日本語版 ISBN：978-92-9142-730-7 (IPU)

本文書はUNHCR駐日事務所による非公式訳でありUNHCRが全責任を負います。

発行：UNHCR駐日事務所

〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター

翻訳監修：UNHCR駐日事務所 金児真依・藤田若菜

翻訳：平野裕二・有馬みき

TEL：03-3499-2011

FAX：03-3499-2272




URL：[www.unhcr.org/jp/](http://www.unhcr.org/jp/)

印刷：(株)トライ





Inter-Parliamentary Union

For democracy. For everyone.

 +41 22 919 41 50  
 +41 22 919 41 60  
 [postbox@ipu.org](mailto:postbox@ipu.org)

Chemin du Pommier 5  
Case Postale 330  
1218 Le Grand-Saconnex  
Geneva – Switzerland  
[www.ipu.org](http://www.ipu.org)



 +41 22 739 81 11  
 +41 22 739 73 77

Case Postale 2500  
CH-1211 Genève 2 Dépôt  
Switzerland  
[www.unhcr.org](http://www.unhcr.org)